

令和 7 年 6 月 2 日 開 会

令和 7 年 6 月 24 日 閉 会

令和 7 年第 2 回 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

山 県 市 議 会

目

次

6月2日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	6
○開　　会（午前10時00分）	7
○日程第1　会議録署名議員の指名について	7
○日程第2　会期の決定について	7
○日程第3　諸般の報告について	7
○日程第4　報第3号　専決処分の報告について	8
○日程第5　報第4号　令和6年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	8
○日程第6　報第5号　令和6年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いて	8
○日程第7　報第6号　令和6年度山口市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いて	8
○日程第8　報第7号　山口市土地開発公社経営状況について	8
○日程第9　発議第4号　山口市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正す る条例について	8
加藤義信議会改革調査特別委員会委員長提案説明	8
○日程第10　質　　疑	9
○日程第11　討　　論	9
○日程第12　採　　決	9
○日程第13　発議第5号　特別委員会の設置に関する決議について	10
吉田茂広議会運営委員会委員長提案説明	10
○日程第14　質　　疑	10
○日程第15　討　　論	11
○日程第16　採　　決	11

○日程第17 議第59号から日程第23 議第65号まで	11
林市長提案説明	12
○日程第24 質 疑	13
○日程第25 討 論	14
○日程第26 採 決	14
○日程第27 議第66号から日程第36号 議第75号まで	15
林市長提案説明	16
○散 会（午前10時36分）	19

6月10日（火曜日）第2号

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	22
○出席議員	23
○欠席議員	23
○説明のため出席した者の職氏名	23
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	24
○開 議（午前10時00分）	25
○日程第1 議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について	25
林市長提案説明	25
○日程第2 質 疑（議第66号から議第76号まで）	25
3番 吉田昌樹議員質疑	25
鷺見学校教育課長答弁	26
3番 吉田昌樹議員質疑	26
鷺見学校教育課長答弁	26
3番 吉田昌樹議員発言	26
○日程第3 委員会付託（議第66号から議第76号まで）	26
○散 会（午前10時06分）	27

6月19日（木曜日）第3号

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29

○出席議員	29
○欠席議員	29
○説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	30
○開　　議（午前10時00分）	31
○日程第1　一般質問	31
1．2番　川島亜也議員質問	31
(1) 山県市内で廃止または閉鎖された公共施設の利活用と現状について	31
曾我理事兼総務課長答弁	32
川島亜也議員発言	33
(2) 小学校低学年の通知表の評価の在り方について	34
服部教育長答弁	34
川島亜也議員発言	34
2．7番　寺町祥江議員質問	35
(1) 連携中枢都市圏構想における山県市の役割と今後の展望	35
宇留野企画財政課長答弁	36
寺町祥江議員質問	37
宇留野企画財政課長答弁	38
寺町祥江議員質問	38
林市長答弁	39
3．1番　河合雅俊議員質問	40
(1) 健康経営の推進に関して	40
今井まちづくり・企業支援課長答弁	41
曾我理事兼総務課長答弁	42
河合雅俊議員質問	42
今井まちづくり・企業支援課長答弁	43
曾我理事兼総務課長答弁	43
(2) 認知症の支援に関して	44
森理事兼健康介護課長答弁	44
河合雅俊議員質問	45
森理事兼健康介護課長答弁	45
河合雅俊議員発言	46

○休 憩（午前10時55分）	46
○再 開（午前11時10分）	46
4. 9 番 加藤義信議員質問	47
（1）空家対策について	47
棚橋建設課長答弁	48
加藤義信議員質問	49
安達税務課長答弁	50
服部市民環境課長答弁	51
加藤義信議員質問	51
今井まちづくり・企業支援課長答弁	53
5. 4 番 武藤行儀議員質問	54
（1）学校防犯体制の強化について	54
鷺見学校教育課長答弁	55
武藤行儀議員質問	56
服部教育長答弁	56
（2）地区公民館の今後について	57
大西生涯学習課長答弁	57
武藤行儀議員質問	58
大西生涯学習課長答弁	58
武藤行儀議員質問	59
久保田副市長答弁	59
○休 憩（午後 0 時01分）	60
○再 開（午後 1 時00分）	61
6. 6 番 奥田真也議員質問	61
（1）通学路について	61
鷺見学校教育課長答弁	62
棚橋建設課長答弁	62
福井農林畜産課長答弁	63
奥田真也議員質問	64
鷺見学校教育課長答弁	64
奥田真也議員発言	65
7. 3 番 吉田昌樹議員質問	65

(1) 国民健康保険の「資格確認書」を、「マイナ保険証」の保有の有無にかかわらずすべての国民健康保険加入者への一斉交付について……………	65
服部市民環境課長答弁……………	66
吉田昌樹議員質問……………	68
服部市民環境課長答弁……………	69
(2) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）対策と新型コロナワクチン接種補助について……………	69
森理事兼健康介護課長答弁……………	72
武藤福祉課長答弁……………	73
鷺見学校教育課長答弁……………	73
吉田昌樹議員質問……………	74
武藤福祉課長答弁……………	74
鷺見学校教育課長答弁……………	74
(3) ひきこもり支援について……………	75
武藤福祉課長答弁……………	76
吉田昌樹議員質問……………	77
武藤福祉課長答弁……………	77
○休憩（午後 2 時 00 分）……………	78
○再開（午後 2 時 10 分）……………	78
8. 11 番 山崎 通議員質問……………	78
(1) 多文化共生社会の推進条例について……………	78
曾我理事兼総務課長答弁……………	78
山崎 通議員質問……………	79
久保田副市長答弁……………	80
(2) スポーツによるまちづくり……………	81
大西生涯学習課長答弁……………	81
山崎 通議員質問……………	82
服部教育長答弁……………	82
山崎 通議員質問……………	83
久保田副市長答弁……………	84
山崎 通議員発言……………	85
○散会（午後 2 時 37 分）……………	86

6月24日（火曜日）第4号

○議事日程	87
○本日の会議に付した事件	89
○出席議員	91
○欠席議員	91
○説明のため出席した者の職氏名	91
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	91
○開　　議（午前10時00分）	92
○日程第1　常任委員会、特別委員会委員長報告	92
○日程第2　委員長報告に対する質疑	93
○日程第3　討　　論（議第66号から議第76号まで）	93
○日程第4　採　　決（議第66号から議第76号まで）	93
○閉　　会（午前10時10分）	96
○会議録署名者	96

令和7年6月2日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 6月2日（月曜日）

○議事日程 第1号 令和7年6月2日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第3号 専決処分の報告について

日程第5 報第4号 令和6年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報第5号 令和6年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第7 報第6号 令和6年度山県市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第8 報第7号 山県市土地開発公社経営状況について

日程第9 発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 質 疑

発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 討 論

発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 採 決

発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 発議第5号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第14 質 疑

発議第5号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第15 討 論

発議第5号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第16 採 決

	発議第 5 号	特別委員会の設置に関する決議について
日程第17	議第59号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第18	議第60号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第19	議第61号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第20	議第62号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第21	議第63号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第22	議第64号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第23	議第65号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第24	質 疑	
	議第59号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第60号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第61号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第62号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第63号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第64号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第65号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第25	討 論	
	議第59号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第60号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第61号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第62号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第63号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第64号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第65号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第26	採 決	
	議第59号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第60号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第61号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第62号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第63号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第64号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第65号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第27	議第66号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第67号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第68号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第30	議第69号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第2号）
日程第31	議第70号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第32	議第71号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第33	議第72号	令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第34	議第73号	山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第35	議第74号	財産の取得について
日程第36	議第75号	財産の処分について

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第3号 専決処分の報告について
日程第5	報第4号 令和6年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6	報第5号 令和6年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第7	報第6号 令和6年度山県市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第8	報第7号 山県市土地開発公社経営状況について
日程第9	発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	質 疑 発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	討 論 発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 採 決

発議第 4 号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 発議第 5 号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第14 質 疑

発議第 5 号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第15 討 論

発議第 5 号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第16 採 決

発議第 5 号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第17 議第59号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第18 議第60号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第19 議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第20 議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第21 議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第22 議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第23 議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第24 質 疑

議第59号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第60号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第25 討 論

議第59号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第60号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

	議第65号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第26	採 決	
	議第59号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第60号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第61号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第62号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第63号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第64号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第65号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第27	議第66号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第67号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第68号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第30	議第69号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第2号）
日程第31	議第70号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第32	議第71号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第33	議第72号	令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第34	議第73号	山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第35	議第74号	財産の取得について
日程第36	議第75号	財産の処分について

○出席議員（13名）

1 番	河 合 雅 俊	2 番	川 島 亜 也
3 番	吉 田 昌 樹	4 番	武 藤 行 儀
5 番	田 中 辰 典	6 番	奥 田 真 也
7 番	寺 町 祥 江	8 番	古 川 雅 一
9 番	加 藤 義 信	10 番	操 知 子
11 番	山 崎 通	12 番	吉 田 茂 広
13 番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	曾 我 聖
企画財政 課 長	宇留野 公 男	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境 課 長	服 部 裕 司	福祉課長	武 藤 達 也
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課 長	正 治 裕 樹
農林畜産 課 長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育 課 長	鷲 見 亮
生涯学習 課 長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	谷 村 政 彦	書 記	大 野 幹 根
書 記	相 川 英 里		

午前10時00分開会

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和7年山県市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（古川雅一） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番 田中辰典議員、6番 奥田真也議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（古川雅一） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月2日から24日までの23日間とし、3日から9日まで、11日から18日まで及び21日から23日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日6月2日から24日までの23日間とし、3日から9日まで、11日から18日まで及び21日から23日までを休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（古川雅一） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年5月に実施した例月出納検査の結果報告がありました。

関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、市議会を代表して議長が出席いたしました会議について報告いたします。

5月15日、美濃加茂市において開催されました中濃十市議会議長会議では、令和6年度歳入歳出決算及び令和7年度会計予算など3議案について、原案どおり可決されました。

次に、5月20日、東京都千代田区において開催されました第101回全国市議会議長会定

期総会では、令和7年度一般会計予算のほか、部会提出議案、会長提出議案などの32議案について、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第3号 専決処分の報告について

○議長（古川雅一） 日程第4、報第3号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件です。

日程第5 報第4号 令和6年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（古川雅一） 日程第5、報第4号 令和6年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告案件です。

日程第6 報第5号 令和6年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（古川雅一） 日程第6、報第5号 令和6年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告案件です。

日程第7 報第6号 令和6年度山県市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（古川雅一） 日程第7、報第6号 令和6年度山県市下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告案件です。

日程第8 報第7号 山県市土地開発公社経営状況について

○議長（古川雅一） 日程第8、報第7号 山県市土地開発公社経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告案件です。

日程第9 発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（古川雅一） 日程第9、発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議会改革調査特別委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

加藤義信委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（加藤義信） 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

令和6年度末の議会改革調査特別委員会において、政務活動費の交付方法について、1年度分を四半期ごとに交付していたものを、年度の当初に全額を交付するように決定しましたので、その条例の一部を改正するものです。

なお、本年度は既に1期分が交付されているため、1年度分の交付額から既に交付された額を控除した金額を交付するように、附則で経過措置を設けています。

以上が説明となります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（古川雅一） 日程第10、質疑。

これより発議第4号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託はされません。

日程第11 討論

○議長（古川雅一） 日程第11、討論。

これより発議第4号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第12 採決

○議長（古川雅一） 日程第12、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第4号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第5号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（古川雅一） 日程第13、発議第5号 特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

吉田茂広委員長。

○議会運営委員会委員長（吉田茂広） それでは、議長から御指名をいただきましたので、発議第5号 特別委員会の設置に関する決議について御説明いたします。

議会改革調査特別委員会において、令和7年第1回市議会定例会より、予算や決算などの議案について特別委員会を設置し、2つの常任委員会へ分割付託していたものを解消することが決定されました。

よって、議案一体の原則により、1つの委員会に付託し、広く客観的に住民全体の立場に立った公平な予算であるかを全議員で審査するため、予算決算特別委員会を設置するものでございます。

以上が説明となります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

日程第14 質疑

○議長（古川雅一） 日程第14、質疑。

これより発議第5号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託はされません。

日程第15 討論

○議長（古川雅一） 日程第15、討論。

これより発議第5号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第16 採決

○議長（古川雅一） 日程第16、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第5号 特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名させていただきます。

予算決算特別委員会委員は全議員といたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、議会が本調査を議決するまでとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、議会が本調査を議決するまでと決定されました。

なお、正副委員長を選出は、特別委員会の招集時に行います。

日程第17 議第59号から日程第23 議第65号まで

○議長（古川雅一） 日程第17、議第59号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意につい

て、日程第18、議第60号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第19、議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第20、議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第21、議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第22、議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第23、議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、以上7議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） 改めまして、皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年山県市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、先ほどは、長年議員として市政の発展に御尽力をされた御功績によりまして、全国市議会議長会及び東海市議会議長会から、正副議長4年表彰として吉田茂広議員が、議員10年表彰として操 知子議員がそれぞれ表彰を受けられました。心から謹んでお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

さて、季節の移り変わりは本当に早いものでございまして、風薫る季節からいよいよ梅雨を迎える6月となりました。

顧みますと、本年2月の上旬に襲来した寒波は、美山各地域に停電や大量の積雪による一部地域の一時孤立状態など、大きな被害をもたらしました。改めて災害対策の重要性を強く認識した次第であります。

これからの梅雨の時期には、田畑に恵みの雨をもたらす一方、梅雨前線に伴います大雨や、近頃はゲリラ豪雨や線状降水帯による集中豪雨といった予報が難しい気象の現象も増加しておりまして、全国的に甚大な被害をもたらす自然災害が頻発しております。こうした出水期を迎えるに当たりまして、災害に対する警戒心をさらに高めていかなければならないものと考えております。

さて、先月の13日から25日までの13日間、本年3月にオープンした東京の高輪ゲートウェイシティまちびらきイベントにおきまして、当市と山形県山形市のグルメを味わえるキッチンカーですとか、物販店舗の出店、また、柿渋染め体験も行ったところでございます。大変なにぎわいを見せ、大盛況のうちに幕を閉じました。多くの人に当市の魅力を知っていただく貴重な機会となりました。

さらには、同会場で、今月28日と29日の2日間、全国の伝統文化が集まり、音と熱気に包まれる、MATSURI JAPAN2025が開催され、伊自良十六拍子が出演する

予定であります。

今後も、名古屋ですとか関西におきましても、当市の魅力を発信するイベントを計画
中でございます。全国に向けて、引き続き特産品や歴史的な文化資源の魅力を発信し、
今後のさらなる発展につながるよう、市民と共に活気あるまちづくりの推進を進めてい
く所存でございます。

今後とも、議員各位の御支援をいただきますとともに、御協力を賜りますことを切に
お願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願
いします。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

人事案件 7 件についてでございます。

資料ナンバー 1、5 ページから 11 ページを御覧ください。

議第 59 号から議第 65 号、山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意についてでございます。

任期満了に伴い、山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第 4 条の規定に
基づき、山県市政治倫理審査会委員について、安田和広氏、山田愛子氏、土田千隆氏、
山田光昭氏、林 早笑氏、竹内和敏氏、山田眞理子氏、この 7 名を委嘱することにつ
きまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 7 年 6 月 8 日から 2 年間でございます。

十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます
す。よろしくお願いいたします。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

日程第 24 質疑

○議長（古川雅一） 日程第 24、質疑。

これより議第 59 号から議第 65 号までの質疑を行います。

質疑を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第 59 号から議第
65 号、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 59 号から議第 65 号までは、会議規則第 37 条第 3 項
の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、議第59号から議第65号までの7議案について、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第25 討論

○議長（古川雅一） 日程第25、討論。

これより議第59号から議第65号までに対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第26 採決

○議長（古川雅一） 日程第26、採決。

ただいまから議第59号から議第65号までの7議案の採決を行います。

議第59号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第60号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第61号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決

定されました。

議第62号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意とすることに決定されました。

議第63号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意とすることに決定されました。

議第64号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意とすることに決定されました。

議第65号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

日程第27 議第66号から日程第36 議第75号まで

○議長（古川雅一） 日程第27、議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第67号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第68号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第30、議第69号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第31、議第70号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第32、議第71号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第33、議第72号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第34、議第73号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について、日程第35、議第74号 財産の取得につい

て、日程第36、議第75号 財産の処分について、以上10議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） 先ほどは、上程されました7議案につきまして適切なる御決定をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました議案の条例案件3件、補正予算案件4件、その他案件3件について御説明をいたします。

初めに、議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。資料ナンバー1の12ページを御覧ください。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、山県市税条例の一部改正の必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、2点ございまして、1点目は、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得要件を引き上げ、特に特定扶養控除に関しては、控除対象となる大学生時代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除額が段階的に漸減する仕組みを導入するものでございます。施行日は令和8年1月1日でございます。

2点目は、たばこ税の改正でございます。

現行の加熱式たばこが紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、公平性を欠いているという状況を踏まえまして、段階的に見直す改正となっております。施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、議第67号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

16ページを御覧ください。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴いまして、特定地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携協力項目について見直されたため、改正を行うものでございます。

続いて、19ページの議第68号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正に伴い、家庭的保育事業者等と保育所等との連携協力項目について見直されたため、改正するものでございます。

続いて、補正予算案件4件について御説明申し上げます。

資料ナンバー3の議第69号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第2号）は、既定

の歳入歳出予算に 2 億 3,397 万円を追加し、その総額を 155 億 2,844 万 4,000 円とするほか、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものでございます。

歳出の主な内容について御説明申し上げます。

14 ページを御覧ください。

総務費中段の 1,164 万 5,000 円は、市有財産の譲渡等を見据え、土地の境界確定を行うなどの測量等に係る経費でございます。

次に、民生費でございます。

16 ページ下段の 1 億 6,544 万 7,000 円は、定額減税補足給付金（不足額給付）を追加しようとするもので、17 ページは、介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療特別会計への繰出金として、それぞれ 7 万 7,000 円と 30 万 4,000 円を追加しようとするものでございます。

次に、19 ページでございますが、児童厚生施設の高富児童館及びこどもげんきハウスの防犯カメラ各 2 台を設置するに当たり、それぞれ 47 万 8,000 円と 47 万 5,000 円を追加しようとするものでございます。

続きまして、20 ページでございます。

生活扶助基準見直し等に伴い、生活保護システムを改修するため、168 万 3,000 円を追加するものでございます。

次に、22 ページの農林水産業費でございます。

農業生産法人と農事組合法人のそれぞれが導入する農業機械の購入が、県の元気な農業産地構造改革支援事業として採択内示を受けたことによりまして、486 万 1,000 円を追加、また、有限会社が導入する農業機械の購入が、県のスマート農業技術導入支援事業として採択内示を受けたことによりまして、300 万円を追加しようとするものでございます。

また、22 ページ下段の 69 万 3,000 円でございますが、県のニホンザル個体数調整事業捕獲報奨金の追加分が採択されたことにより追加しようとするものでございます。

次に、25 ページの土木費でございます。

四国山香りの森公園内の多目的トイレを修繕するため 102 万 8,000 円を、また、市営住宅サンセイス美山の室内を修繕するため 80 万 2,000 円を、それぞれ追加しようとするものでございます。

続いて、26 ページの消防費でございます。

売却予定である施設内の備品処分費用として 82 万 9,000 円を、また、県道 200 号線沿いの樹木について、風雪害等により倒木を予防するための伐採委託として 3,366 万円を追加

しようとするものでございます。

次に、教育費でございます。

27ページ上段、システム更新委託料は、小中学校の教員が使用する統合型校務支援システムの更新に係る費用でございます。令和7年度から2か年で導入準備を行うため、本定例会では657万円を追加しようとするものでございます。

続いて、27ページと28ページでございます。

市内の小中学校が、県の清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業に参加することが決定したため、その実施経費63万4,000円を、30ページ下段につきましては、山県市総合運動場の駐車場用地を購入するため178万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、10ページの歳入にお戻りください。

10ページから12ページの内容につきましては、歳出の補正に連動したものでございます。

なお、11ページ、財産収入の6,600万5,000円は、議第75号の財産処分についての売払収入でございます。

続いて、5ページの第2表、債務負担行為補正は、教育費で御説明をいたしましたシステム更新委託料の令和8年度分として債務負担行為189万9,000円、6ページから7ページの第3表、地方債補正につきましては、新たに発行することとした事業の追加や事業費の見直し、地方債の組替えにより変更するものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

37ページ、議第70号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、19万8,000円を追加し、その総額を29億1,919万8,000円とするものでございます。これは、高額療養費制度の低所得区分の基準見直しに伴いまして、システム改修が必要なため追加しようとするものでございます。

45ページをお願いします。

議第71号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、40万円を追加し、その総額を31億7,840万円とするものでございます。これは、認知症カフェを新たに2か所追加委託するため、増額しようとするものでございます。

53ページをお願いいたします。

議第72号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、30万4,000円を追加し、その総額を5億3,330万4,000円とするものでございます。これは、資格確認書の郵送料を追加しようとするものでございます。

以上で補正予算についての御説明を終わります。

続きまして、その他案件３件について御説明申し上げます。

資料ナンバー８を御覧ください。

資料ナンバー８、議第73号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更については、新たな事業内容を追加などするため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、資料ナンバー１の22ページ、議第74号 財産の取得についてを御説明申し上げます。

G I G Aスクール構想に伴い、825台のタブレット端末の購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

次に、23ページを御覧ください。

議第75号 財産の処分についてでございますが、処分する財産は、企業立地促進のための用地で、所在は、山口市大字高富字武士ヶ洞283番１ほか２筆、面積は6,209.59平方メートル、金額は6,600万5,920円で、契約の相手方はアジア原紙株式会社でございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、十分なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、6月10日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時36分散会

令和7年6月10日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号 6 月 1 0 日（火曜日）

○議事日程 第 2 号 令和 7 年 6 月 1 0 日

日程第 1 議第 76 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 質 疑

議第 66 号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第 67 号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第 68 号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第 69 号 令和 7 年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）

議第 70 号 令和 7 年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 71 号 令和 7 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 72 号 令和 7 年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議第 73 号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第 74 号 財産の取得について

議第 75 号 財産の処分について

議第 76 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 委員会付託

議第 66 号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第 67 号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第 68 号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第 69 号 令和 7 年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）

議第 70 号 令和 7 年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 71 号 令和 7 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 72 号 令和 7 年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

- 議第73号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第74号 財産の取得について
議第75号 財産の処分について
議第76号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議第76号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 質 疑

- 議第66号 山口市税条例の一部を改正する条例について
議第67号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第68号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第69号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第2号）
議第70号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第71号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第72号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第73号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第74号 財産の取得について
議第75号 財産の処分について
議第76号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 委員会付託

- 議第66号 山口市税条例の一部を改正する条例について
議第67号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第68号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第69号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第2号）
議第70号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 議第71号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第72号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第74号 財産の取得について
- 議第75号 財産の処分について
- 議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（13名）

1 番	河 合 雅 俊	2 番	川 島 亜 也
3 番	吉 田 昌 樹	4 番	武 藤 行 儀
5 番	田 中 辰 典	6 番	奥 田 真 也
7 番	寺 町 祥 江	8 番	古 川 雅 一
9 番	加 藤 義 信	10 番	操 知 子
11 番	山 崎 通	12 番	吉 田 茂 広
13 番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	曾 我 聖
企画財政課長	宇留野 公 男	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境課長	服 部 裕 司	福祉課長	武 藤 達 也
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援課長	正 治 裕 樹
農林畜産課長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育課長	鷲 見 亮
生涯学習課長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 谷 村 政 彦 書 記 大 野 幹 根
書 記 相 川 英 里

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（古川雅一） 日程第1、議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー11の3ページを御覧ください。

議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴いまして、投票所の投票管理者等の報酬額について改正するものでございます。

十分なる御審議を賜りますよう、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

日程第2 質疑

○議長（古川雅一） 日程第2、質疑。

市長提出議案、議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの11議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 議第74号 財産の取得について、学校教育課長に伺います。

資料1、22ページ。契約の目的、令和7年度山県市小中学校1人1台端末更新購入、取得金額4,902万1,500円。この契約を随意契約とした理由について。更新計画を2か年とした理由について。一斉に更新したほうが安価ではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 吉田議員の質問にお答えします。

まず1点目の随意契約とした理由についてでございますが、G I G Aスクール端末機器更新事業におきましては、端末調整に関わる事務負担の軽減、ランニングコストの軽減、そして端末利活用に関わるノウハウの共有による業務改善などを目的としまして、県の共同調達によることとなっております。

これに伴い、岐阜県では、岐阜県市町村等G I G Aスクール端末整備推進協議会におきまして実施しました公募型プロポーザルによって採用された共同企業体にて、一者随意契約を行います。

2点目の更新計画を2か年とした理由について、一斉に変更したほうが安価ではないかという御質問についてでございますが、担当者に確認をいたしましたところ、2か年に分けても購入総額の差異はないということから、財政協議により、単年度支出を抑えるために2か年計画とさせていただきました。

以上です。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） そういうことであれば、県下の42市町村で端末の1台当たりの購入価格というのは変わらないんでしょうか。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 変わりません。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 質問を終わります。

○議長（古川雅一） 以上で吉田昌樹議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの11議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 委員会付託

○議長（古川雅一） 日程第3、委員会付託。

議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから議第76号 山県市非常勤

の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの11議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

13日金曜日は総務産業建設委員会、16日月曜日は厚生文教委員会をそれぞれ午前10時から開催します。予算決算特別委員会はこの後10時20分から全員協議会室で開催いたします。19日木曜日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時06分散会

令和7年6月19日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和7年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 6月19日（木曜日）

○議事日程 第3号 令和7年6月19日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	河 合 雅 俊	2番	川 島 亜 也
3番	吉 田 昌 樹	4番	武 藤 行 儀
5番	田 中 辰 典	6番	奥 田 真 也
7番	寺 町 祥 江	8番	古 川 雅 一
9番	加 藤 義 信	10番	操 知 子
11番	山 崎 通	12番	吉 田 茂 広
13番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	曾 我 聖
企画財政 課 長	宇留野 公 男	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境 課 長	服 部 裕 司	福祉課長	武 藤 達 也
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課 長	正 治 裕 樹
農林畜産 課 長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育 課 長	鷲 見 亮

生涯学習課 大 西 義 彦

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 谷 村 政 彦 書 記 大 野 幹 根
書 記 相 川 英 里

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（古川雅一） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

議長より発言の許可をいただきましたので、私のほうから通告順位に従い2点質問させていただきます。

まず1点目、山県市内で廃止または閉鎖された公共施設の利活用と現状について、理事兼総務課長にお尋ねします。

近年、少子高齢化や人口減少が進む中で、公共施設の在り方が改めて問われています。

山県市においても、これまでに廃止、あるいは長く休止となっている施設が幾つもあり、それらをどうやって生かしていくかは地域の暮らしや未来にとってとても大切なテーマだと思います。

また、今年1月からは、公有財産の利活用に係る民間提案制度が始まり、市としても一歩前へと踏み出されたことに前向きな可能性を感じています。今後は、既にある資産をどのように生かし、市民や地域の力に変えていけるかが問われてくるのではないのでしょうか。

そこで、廃止された施設の現状や利活用の進み具合について、以下の4点にわたってお尋ねします。

1点目、施設の現状について。まず、現在、廃止あるいは長期休止となっている公共施設の全体像を伺います。これまでに廃止された施設は何か所あるのか、それぞれの施設が未活用、仮の活用中、売却済みといったように、今、どんな状態にあるのか、市としてはどのように整理、把握されているのか、できるだけ分かりやすく教えてください。

2点目、これまでの検討の進め方について。次に、そうした施設の利活用について、市としてどのような検討を行ってきたのかを伺います。庁内で議論の流れや、地域、市民からの意見をどれくらい取り入れてきたのか、またどんな組織が主導して取り組んでいるのかなど、検討の過程について、時系列を含めて教えてください。

3 点目、今後の方針とスケジュールについて。今後の利活用に向けた方向性について伺います。利活用が期待される施設について、優先順位のつけ方やスケジュールの考え方があれば教えてください。また、まだ具体的な活用方法が決まっていない施設については、今後、いつ頃までにどのような方向性や結論を出す見込みなのか、市としてスケジュールや目標時期を設けているのかどうかを伺います。

4 点目、民間提案制度の進捗について。今年 1 月に始まった公有財産の利活用に係る民間提案制度は、遊休施設を有効活用する新しい仕組みとしてとても期待しています。そこで、これまでにどのような提案や相談が寄せられたのか、実際に利活用が進んでいる事例があるのか、もしまだ進んでいない場合は、その理由を市としてどのように考えているのかを伺います。現時点での分析や、これからこの制度をどう生かしていくのか、市としての認識と方向性をぜひ明確にしていきたいと思います。

以上、4 点についてお尋ねします。お願いいたします。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

4 点御質問いただきました。

最初に 1 点目、施設の現状でございます。

山口市では平成29年度に、公共施設の効率的かつ長期的な視点及び有効活用を図るため、山口市公共施設等総合管理計画を令和 8 年度までを計画期間として策定いたしました。計画策定時点における公共施設は239施設で、施設によって様々ですが、主な施設数としては、消防団や消防団の器具庫などの行政系施設が60施設、小学校などの教育施設が46施設、公民館などの市民文化施設が22施設、香り会館、てんこもりなどの産業系施設が13施設、その他施設として公園などの倉庫などの公共施設が29施設となっています。これらのうち、32施設が平成29年度以降休廃止となったところでございます。

2 点目の御質問、これまでの検討の進め方でございます。

計画策定後、庁内における協議や民間事業者からの利活用提案、施設によっては市民への説明会など、関係課と連携しながら総務課主体で進めてまいりました。その結果、伊自良キャンプ場、旧笹賀教職員住宅車庫棟、第 6 分団 2 部詰所・器具庫、高富公文書庫、高富保育園、富岡保育園の 6 施設については、民間における利活用提案があったため、売却などを行ったところであります。そのほか、令和 5 年度には老朽化などによるもの、例えば高富体育館、美山支所、山村開発センターの取壊しを進めました。

このような取組の結果、令和 6 年度においては利活用が見込まれる施設が18施設の状況となりました。

このため、令和6年度において休止され、利活用が見込まれる施設の活性化を図るため、山県市公有財産の利活用に係る民間提案制度実施要領を定めて、第一次募集として民間事業者からの利活用提案を求めたところでございます。その結果、18施設中4施設について利活用の提案があり、現在、利活用提案があった民間事業者と調整を進めるところでございます。

次に3点目、今後の方針とスケジュールについてです。

令和6年度における民間事業者からの利活用提案、第一次募集において、募集における要件などの課題が見えてきたため、今後の方針としては、第一次募集の課題を整理し、6月以降に第二次募集が進められるスケジュールで検討を進めるところでございます。

最後に4点目、民間提案制度の進捗についてです。

2点目の御質問での答弁のとおり、第一次募集で提案のあった4施設の事業者へは、利活用に向けて現在調整を進めるところでございます。利活用の内容については利活用提案のあった施設ごとに異なりますが、農産物の加工場、社員寮、会社の事務所、作業所の提案があったところでございます。

山県市公有財産の利活用に係る民間提案制度については、第一次募集の課題を整理し、提案制度を見直しして、山県市における遊休財産の利活用を進められるよう、民間事業者等の利活用提案を引き続き求めていく方針でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 答弁から、平成29年度の計画策定以降、山県市において公有財産の利活用に積極的に取り組まれ、民間事業者からの利活用提案など、施設によっては市民への説明会を行い、多方面と連携しながら、総務課主体で取り組まれていた様子が伝わりました。

第一次募集では、18施設を対象に民間等から広く利活用提案を募ったところ、現時点で4施設について提案が寄せられ、現在調整が行われているとの答弁がありました。第一次募集で見えてきた課題を踏まえ、この6月以降に第二次募集が進められるスケジュールを検討中とのことで、今後の展開に注視したいと思います。

また、公有財産は単に使われなくなったものではなく、高富、美山、伊自良地区、それぞれの地域の歴史や人々の暮らしの記憶と深く結びついた大切な資源であると感じています。これまでの役割を終えた施設であっても、視点を変えることで新たな価値や役割が生まれてくる可能性があります。それぞれの施設が持つ背景や、地域性に目を向けながら、引き続き関心を持ち、注視していきたいと思います。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

小学校低学年の通知表の評価の在り方について、教育長にお尋ねします。

現在、小学校の通知表には、各教科の学習について、観点別に、できる、努力している、もう少しなどの評価が記載されていますが、通知表の評価が子供の自己肯定感に与える影響など、ひきこもり支援推進事業から小学校低学年の通知表に観点別の評価を設けない自治体が出てきています。

山県市においても、こうした取組を参考にしながら、小学校低学年の通知表の内容や評価の在り方を見直すお考えはないでしょうか。

通知表は、子供の姿を家庭が共有する大切なツールです。だからこそ、特に低学年のうちは、どんな子供なのか、どんなことを楽しみに感じているのか、どのように成長してきたのかを記録し、伝えることで、本人の自信や保護者との信頼関係にもつながるのではないかと考えます。

評価の見直しについて、市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 御質問の通知表の評価の見直しについてお答えします。

学期末の恒例行事ともいえる通知表、頑張った結果が評価されるという経験は世代を超えて共通なものであるがゆえに、通知表をなくすという方針に対する不安や賛同の声があることは、義務教育に対して真剣に向き合ってくださいているあかしと捉えています。

近隣市の事例では、児童にはのびのびと育ってほしいという保護者の意見を契機に、教育委員会や総合教育会議で議論を重ね、特に小学校低学年の児童には、劣等感や苦手意識を抱かせることなく、自己肯定感を高めたいという考え方を重視し、校長会において小学校1、2年生の通知表をなくすという方策を決定しています。

山県市におきましては、保護者に対して子供の学習指導の状況を連絡し、家庭の理解や協力を求める目的で、市内全学校において通知表を作成しています。今回の、特に低学年には結果よりも学びに向かう態度や意欲が重要な時期であるとしたことの意味を捉え、通知表を決して他者との比較の材料にするのではなく、成長の記録として、子供自身の努力の実感と教師の見立て、評価がきちんとつながるものになるよう、一層の充実を図ってまいります。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 通知表の在り方が全国的に見直されつつある中で、山県市において

も低学年での通知表の扱いについて丁寧に検討されている様子が答弁からうかがえました。結果よりも学びに向かう姿勢や意欲を大切にするという基本姿勢は、子供たち一人一人の成長を真に支えるためのものとして非常に意義深いものだと感じます。特に低学年においては、評価によって自信を失ったり、苦手意識を持つことも少なくないことから、成長の記録として通知表の役割を見直すという判断には納得感があります。

また、通知表は子供を評価するためだけでなく、教員自身の指導の振り返りとしての側面を持つという話を市内の校長先生から伺いました。その意味でも、通知表の役割を一面的に捉えるものではなく、多面的に見直していくことが重要なのだと改めて考えさせられました。

さらに保護者としても、学校での子供の様子は通知表だけでなく日々の連絡帳や学級通信、懇談などを通して知る機会があります。通知表の形が変わったとしても、そうした日常的なコミュニケーションの中で子供たちの姿を共有し合えることが、学校と家庭が連携する上で大切だと感じています。

今後も通知表が子供自身の努力や成長確認できるものとして、また学校と家庭をつなぐ1つの手段として、より充実したものになることを期待しています。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で川島亜也議員の一般質問を終わります。

通告順位2番 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を1件させていただきます。

連携中枢都市圏構想における山県市の役割と今後の展望について、お尋ねをいたします。

全国的に人口減少、少子高齢化が進む中で、特に中山間地域を抱える地方自治体では、医療、福祉、交通、教育といった日常生活に直結する機能の維持が深刻な課題となっています。こうした状況の中で、各自治体が単独で全てのサービスを維持し続けることはますます困難となり、それぞれの強みを生かしながら資源、人材、行政機能を地域間で融通し合う地域の枠を超えた連携の必要性が強く認識されるようになってきました。

このような考え方を制度として整備したのが2014年国の地方創生戦略の一環として創設された連携中枢都市圏構想です。この構想は、人口減少や都市機能の低下といった課題に対応するため、人口20万人以上の中核市などを連携中枢都市として位置づけ、周辺自治体との連携協約に基づいて役割分担を行い、圏域全体として活力と持続性を確保することを目的としています。中心都市と周辺自治体が様々な分野で連携しながら、地域

のコンパクト化とネットワーク化を図り、一定の圏域人口を維持し、地域経済と暮らしの基盤を支える都市圏を形成していくことが構想の核心です。この方針は、まち・ひと・しごと創生総合戦略や連携中枢都市圏推進要綱にも明記されており、新型コロナによって住民の生活圏見直し、デジタル田園都市構想などと連動、制度は現在、協力関係から実効性ある役割分担へと深化してきています。

山県市は、2017年岐阜市を中心とする連携中枢都市圏に参画し、羽島市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町とともに、岐阜都市圏の構成自治体として連携を進めてきました。今後、制度的な枠組みの中で、山県市がどのような独自の役割を果たしていくのか、また、中山間地域としての強みをいかに圏域全体の中で生かしていけるかが問われる段階に来ていると考えます。

そこで、企画財政課長にお尋ねをいたします。

本市はこれまで岐阜連携都市圏との連携の中で、どのような具体的な取組を実施してきたのか、お聞かせください。また、圏域ビジョンの協約の中で、山県市が担うとされてきた機能や役割について、市としてどのように認識しておられるのか、基本的な位置づけを含めてお聞かせください。

○議長（古川雅一） 宇留野企画財政課長。

○企画財政課長（宇留野公男） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、岐阜連携都市圏との連携の中での具体的な取組についてでございますが、連携協約に基づき推進する具体的取組として、令和6年度の時点で42の事業に取り組んでおります。

例えば、就業分野では圏域企業等就業合同説明会やビジネスチャレンジ支援事業の広域展開、福祉分野では小児一次救急体制の確保や病児・病後児保育の連携など、また教育・スポーツ分野ではGIGAスクール構想の一層の推進や図書館連携、岐阜スーパスとの連携、その他分野では、消防業務の広域化事業、脱炭素・GX事業の共同実施、ふるさと納税の共通返礼品事業等、多岐にわたる事業を構成市町共同で実施しております。

御質問の2点目、圏域ビジョンや協約の中で山県市が担うこととされた機能や役割についてでございますが、本構想の目的は、おのこの市の個性を尊重しつつ、信頼・協力関係のさらなる深化を図ることにより、人口減少の歯止めとなる拠点として将来世代に安定した活力ある社会を残すこととしており、連携中枢都市である岐阜市とともに、他の構成市町と協力して課題に取り組む必要がございます。

そのような中で、山県市は中山間地域として都市部にはない自然環境、充実した子育て

環境、高度な技術を誇る水栓バルブ産業など、強みを有しております。これらの資源を圏域全体の発展に資する形で生かし、都市圏の連携をより一層深め、人的・経済的交流を活性化させるとともに、構成市町との協働により相互補完な地域づくりを進めていくことが山県市に期待される役割だと認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 再質問します。

令和5年に策定された第2期岐阜連携都市圏ビジョンでは、令和22年、2040年を見据えた将来人口の見通しが示されています。圏域全体では59万1,000人という独自の人口ビジョンが掲げられており、国の推計よりも約3万3,000人多い数字となっています。これは各市町がまち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生版総合戦略、そしてこのビジョンに位置づけられた施策を着実に進めることにより、人口減少に歯止めをかけることが期待されているものです。

このような中、本圏域では、次の3つの将来像が掲げられています。「ひと・ものが集まり活力あふれる圏域」、「若い世代に魅力ある持続可能で選ばれる圏域」、「快適、安心で暮らしの満足度が高い圏域」、これらの実現に向けては、連携中枢都市圏の枠組みの中で圏域内の各自治体が役割を分担しながら、経済成長の牽引や高次の都市機能の強化、生活連携サービスの向上を図っていくことが求められています。

御答弁にもありましたように、山県市は中山間地域として、豊かな自然環境や子育て環境、さらには水栓バルブ産業など、都市にはない特色と強みを持っています。これらの資源を生かし、圏域全体の発展に貢献することが期待されていると考えます。

そこで、3点、企画財政課長にお尋ねをいたします。

1点目です。現在、岐阜連携都市圏ビジョンに位置づけられている42の事業の中で、山県市が重点的に関わっているものについて、具体的な成果や効果があればお聞かせください。

2点目です。山県市には、中山間地域ならではの豊かな自然や子育て環境、そして水栓バルブに代表される産業の技術力といった、ほかの都市にはない地域資源があります。本年度は保育園留学が予算化されるなど、都市部との新たな関係人口をつくる試みも始まっておりますが、特に若い世代の定住促進や関係人口の拡大、地域内外との交流促進につなげていくために、連携中枢都市として取り組んでいるものは何でしょうか。

3点目です。第2期ビジョンに掲げられた3つの将来像の実現に向けては、施策ごとにK P I（重要業績評価指標）が示されています。その中で、岐阜市との連携で山県市

の個性や強みを発揮して取り組むものは何だとお考えでしょうか。

以上、3点を企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（古川雅一） 宇留野企画財政課長。

○企画財政課長（宇留野公男） 再質問にお答えいたします。

再質問の1点目、山県市が関わっている事業の具体的な成果や効果についてでございますが、先ほどお答えした事業で申し上げますと、構成市町の合同企業説明会として、圏域内から89の企業が出展したぎふ仕事フェアの開催や、病児・病後児保育の連携事業により、圏域内11の施設で広域利用ができるよう環境整備を実施、またプロバスケットチーム岐阜スーパースと岐阜連携都市圏との協定締結により、山県市ホームタウンデーの開催など実施されております。

その他、構成市町が取り組む脱炭素・GX事業の情報共有を図るとともに、配送業者による再配達削減やエコドライブ啓発等の共同事業を実施することで、脱炭素社会の実現に向け、取り組んでいるところでございます。

再質問の2点目、若い世代の定住促進や関係人口の拡大、地域内外との交流促進につなげていくために連携中枢都市圏で取り組んでいることにつきましては、圏域内外の住民との交流・移住促進として5つの事業に取り組んでおり、1つ目は岐阜市移住・定住情報発信拠点ココカラにおいて構成市町の情報発信をする事業、2つ目は構成市町の大規模イベント等情報を広報紙で相互に発信する事業、3つ目は岐阜連携都市圏の取組を紹介する広報番組を制作、放送する事業、4つ目はふるさと納税の共通返礼品を構成市町の地場産品として出品する事業、5つ目は圏域内の公園環境の充実や利用者を通じた地域間交流を促進する事業で、圏域内外の住民との交流促進を進めているところでございます。

再質問の3点目、連携中枢都市で山県市の個性や強みを発揮して取り組むものは何かについてでございますが、圏域内でも高い技術力を持つ水栓バルブ産業等が他の産業基盤と連携し、広域的な産業の振興のため、ビジネスチャレンジ支援事業や圏域企業等就業合同説明会などを実施しております。また、連携中枢都市圏で観光資源を相互にPRすることで、相乗効果が得られると考え、圏域に来訪された観光客を山県市まで誘客するなど、観光事業にも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 再々質問を行います。

これまでの進捗と成果、また今後の必要と考えられる取組などについてお答えをいた

だきました。

岐阜連携都市圏では、岐阜地域産学官連携交流会などを通して、大学・高専12校と地域産業との連携が進められており、地域課題の解決や産業分野への波及が期待される取組であると考えます。

他地域の先進的な事例として、静岡県のしずおか中部連携中枢都市圏が挙げられます。そこでは大学生が地域に深く関わり、実践的な研究や施策提言を行う地域課題解決事業が継続的に展開されています。こうした取組は、地域の課題に若い世代が直接向き合う貴重な経験となると同時に、地域全体の知的資源を高める効果も期待されます。

山口市においても、次世代の育成という観点から、地域と連携した探究的な学びが少しずつ広がりを見せています。昨年度は、高富中学校において生徒たちが地域課題に関する調査・研究を行い、政策提言までに挑戦する探究活動が実施されました。その発表の場に議会としても参加をさせていただき、地域の未来を担う若い世代の姿に大きな可能性と希望を感じたところです。

さらに本年度は、伊自良中学校において大地の再生ワークショップが開催されており、地域課題を題材にした探求的な学びが進められています。

地域そのものを教室とし、実際の課題に触れながら学ぶ、こうした取組は新たな教育モデルの可能性を示しているのではないかと感じております。

山口市には、規模が小さいからこそ実証できること、市民と学校が協働できる文化、地域資源を生かした多様な暮らし方というほかにはない地域の強みと可能性があります。中山間地域における実証実験、若者や市民を巻き込んだ地域ぐるみの挑戦、そして地域課題を題材とした学びなど、山口市だからこそ生まれる実践があります。こうした取組を丁寧な育て、圏域内の教育機関や関係団体、中核市との連携を深めていく、山口市の知見や経験が新たな視点をもたらし、圏域全体の取組をより実効性ある形へと導いていく、圏域内でも光る力を発揮できる可能性が山口市にはあるのではないのでしょうか。

そこで、最後、市長にお尋ねをいたします。

山口市として今後どのように岐阜連携都市圏に関わり、どのように推進していこうとお考えでしょうか。市の考えや方向性についてお尋ねをし、私の質問を終わります。

○議長（古川雅一） 林市長。

○市長（林 宏優） 再々質問にお答えします。

山口市では、平成29年の11月にこの連携中枢都市圏形成に係る連携協約を岐阜市と締結して以降、市単独では実施の難しい事業ですとか、広域連携によるスケールメリットが得られる事業につきましては、広域連携の仕組みを活用しながら山口市を含む圏域の

活性化に向けて取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、こうした連携中枢都市である岐阜市とともに、他の連携市町と協力して様々な施策、連携事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で寺町祥江議員の一般質問を終わります。

通告順位 3 番 河合雅俊議員。

○1 番（河合雅俊） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

1 点目、健康経営の推進に関して、まちづくり・企業支援課長、理事兼総務課長に質問させていただきます。

健康経営とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、戦略的に健康づくりを行うことで、組織の持続的成長や生産性向上を目指す取組です。現在、経済産業省を中心に推進されており、2016年には健康経営優良法人認定制度が創出されました。

本制度は、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業などの法人を見える化することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度であります。認定に際しては検診受診率やメンタルヘルス対策、喫煙対策、運動・食生活改善など、具体的な健康づくりの取組が評価されております。

また、岐阜県においては、岐阜県健康経営宣言企業制度を通じて、地域企業への導入支援が進められているところであります。地域企業における健康経営の導入促進は、企業の持続性や人材定着、地域の魅力づくりや定住促進にもつながる重要な施策です。既に市内でも岐阜県健康経営宣言企業として複数の企業が登録を行っており、今後さらに導入が広がることが期待されます。

しかしながら、制度導入の初期段階では取り組む意義や企業側のメリットが十分に伝わりづらく、活用が進みにくい実態もあります。

そこで市としては、情報提供や支援体制を強化することは重要ではないかと考えます。現在、山県市には、さくらカンパニー認定制度があり、女性や若者の就労支援・職場環境整備の取組が進められてきました。さくらカンパニー認定制度は地域の雇用環境整備を目的とした制度であり、特に女性や若者の就労支援、定着を重視する福祉雇用政策的な視点があります。

一方、健康経営は、先ほども申し上げましたが、従業員の健康を経営資源と捉え、企業の持続的成長や生産性向上を図る経営戦略的な視点に基づくものです。

両制度は出発点や目的こそ異なりますが、いずれも働きやすい職場環境づくりを支援するという共通点を持ち、企業の状況や戦略に応じて柔軟に併用、活用できる関係性に当たります。

市としては、それぞれの制度の特性を整理し、企業が自社の状況に応じた選択ができるよう支援していくことが重要ではないかと考えます。また、企業だけでなく、市役所職員の健康保持増進や働きやすい職場づくりは、結果的に市民サービスの質の向上にも直結するものであり、市役所が先導的に健康経営に取り組む意義は非常に大きいと考えます。

以上のことを踏まえ、2点質問します。

1点目、まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。現在、岐阜県健康経営宣言企業として登録されている市内企業の件数について、どのように把握されているかお尋ねします。

併せて2点目、理事兼総務課長にお尋ねします。市職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスに関する現状の取組についてお尋ねします。

○議長（古川雅一） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、岐阜県健康経営宣言企業として登録されている市内企業の件数についてでございますが、こちらは岐阜県が推進する岐阜県健康経営推進事業として、従業員の受診促進など、健康づくりに積極的に取り組もうとする企業または事業所を岐阜県健康経営宣言企業として登録し、こうした企業に対して健康情報の提供や専門人材の派遣などの各種支援を行うことにより、働き盛り世代の健康づくりを促進することを目的とするものであります。現在、山県市内において、岐阜県健康経営宣言企業の登録を受けている企業などは19件あります。

このほか、岐阜県では、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業または団体に対し、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業として登録を行っております。山県市内においても、令和元年度より市内企業の人材不足の解消や、女性が活躍できる労働環境を創出することを目的に、ワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業、事業所などを、山県市さくらカンパニーとして31の事業所を認定し、市広報紙、ホームページなどで周知しているところです。

働きやすい職場づくりは従業員の意欲向上、生産性の向上、人材の確保などにつながるものです。山県市としても岐阜県健康経営宣言企業、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録、山県市さくらカンパニーの認定などを受ける企業などの件数増加に

向け、関係課、山県市商工会と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

御質問の２点目、市職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスに関する現状の取組についてでございます。

まず、議員御承知のとおり、山県市では幹部自らイクボス宣言を行い、仕事や家庭及び地域活動などの両立に頑張っている職員を応援し、全ての職員が充実した生活が送れるように取り組むとともに、全庁的にＤＸ化を推進し、業務の効率化を図る取組を進めているところでございます。

ワークである仕事に関する取組としては、職員が心身ともに健康で職責を果たせるように、健康診断、ストレスチェック及び指導が必要な職員には適宜産業医による健康指導を行い、職員の健康管理に努めているところでございます。

ライフである職員の生活につながる取組としては、幹部職員による出退勤の時間の管理、年次有給休暇取得促進、毎週水曜日及び毎月１９日のノー残業デーの推進ならびに時差出勤制度の整備などを行い、職員が家庭、地域生活及び自己啓発などに取り組めるように努めております。

さらに、職員へのワーク・ライフ・バランスを支援するため、庁内のグループウェアを活用し、メンタルヘルスに関するポータルサイトの案内、福利厚生の利用促進として、スポーツクラブの助成案内や心身の健康バランスを整えるための研修などを行っております。

これらの取組を通じて、職員への健康管理及びワーク・ライフ・バランスに努めているところでございます。引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しながら健康管理を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 河合雅俊議員。

○１番（河合雅俊） ２点、再質問させていただきます。

１点目、まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

先ほどの御答弁により、市内における岐阜県健康経営宣言企業が１９件登録されていること、また山県市さくらカンパニー認定制度により、３１の事業所が認定されていることなど、市としても企業支援の取組が進められていることが分かりました。

一方で、このような取組をさらに推進するには、企業側の動機づけとなる仕組みも必

要ではないかと考えております。

そこで、現在、岐阜県健康経営宣言企業に登録されている市内企業に対して、次の段階として、健康経営優良法人認定制度の取得に向けて支援を行うお考えはありますでしょうか。また、このような認定取得を促進するためには、市独自のインセンティブも有効だと考えますが、その点についてのお考えも併せてお尋ねします。

2点目、理事兼総務課長にお尋ねします。

先ほどの御答弁では幹部職員によるイクボス宣言、また、健康診断やストレスチェック、ノー残業デーなど、多方面から職員の健康とワーク・ライフ・バランスに配慮した取組が行われているとの御説明がありましたが、これらはまさに健康経営の実践と言える取組でもあり、一定の基盤が既に構築されているものと受け止めております。

そこで、改めてお尋ねします。このような取組を健康経営という旗印の下、明確にし、公式に健康経営宣言を掲げることは、職員の意識統一や対外的なPRにもつながると考えます。今後、市として健康経営宣言を掲げる方針や、健康経営優良法人認定の取得に向けた現時点でのお考えを尋ねします。

○議長（古川雅一） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 再質問にお答えします。

御質問の健康経営優良法人の取得に向けての支援を行う考えはあるかについてでございますが、山県市内において健康経営優良法人2025の認定を受けている企業は現在7件であります。

先ほど述べました岐阜県健康経営宣言企業も含め、健康経営を実践している企業を見える化することは、企業のPR、イメージアップなど、社会的評価につながるものです。山県市商工会と連携し、状況を確認しながら、健康経営優良法人の取得に向けての支援は検討してまいりたいと考えております。

また、取得推進に係るインセンティブについても状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 再質問にお答えします。

健康経営宣言に向けて再質問いただきました。

健康経営については、経済産業省において、経営理念、組織体制、制度・施策実行、評価・改善のフレームワークが示されており、健康経営推進による効果として、資本市場、労働市場、各方面への広がりに対し影響があるものと示されているところでござい

ます。

山口市といたしましては、現在実施している職員へのワーク・ライフ・バランスに対する取組と、経済産業省が進めている健康経営を照らし合わせ、健康経営が山口市の取組に資するものかについて検証してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 次の質問に移ります。

認知症の支援に関して、理事兼健康介護課長に質問します。

2024年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。この法律により、認知症の方が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができる社会の実現が国の基本方針として明示されました。本法は、認知症の方を含めた全ての国民が個性と能力を十分に発揮し、互いに尊重し合い支え合う共生社会の構築を目指しています。

そうした中で、本市の第3期データヘルス計画では、介護申請に至る原因疾患の第1位が認知症となっており、認知症への支援の強化が急務とされています。共生社会の実現をするためには、まず地域の皆様が認知症を正しく理解し、支え合える体制づくりが重要です。

本市では、これまでに認知症サポーター養成講座や認知症カフェなど、様々な取組が進められてきました。しかし、厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査によると、このような事業参加者の8割が女性であり、男性の参加率が低いことが課題とされています。

また近年では、65歳未満で発症する若年性認知症も社会的課題となっており、就労世代での発症による経済的、生活的困難が想定されます。

これらの課題も踏まえ、理事兼健康介護課長に3点お尋ねします。

1点目、過去5年間の認知症サポーター養成講座の実施回数と認知症サポーターの延べ人数をお尋ねします。

2点目、認知症カフェの参加者の傾向についてお尋ねします。

3点目、若年性認知症に対する市の取組や、支援体制についてお尋ねします。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、過去5年間の認知症サポーター養成講座の回数と認知症サポーターの人数についてですが、認知症サポーター養成講座の回数につきましては、過去5年間では令和2年度1回、令和3年度8回、令和4年度1回、令和5年度6回、令和6年度

6回実施しました。また、認知症サポーターの人数につきましては、過去5年間で延べ445人の方が認知症サポーターとなりました。

御質問の2点目、認知症カフェの参加者の傾向についてですが、認知症カフェは現在美山北部と高富北部の2か所で開催しております。参加者については、会場近くに住む高齢者が多く、主に女性を中心となっています。

御質問の3点目、若年性認知症に対する市の取組や支援体制についてですが、昨年度若年性認知症研修会を山県市主催で開催いたしました。研修会では若年性認知症支援センターの相談員の方から、若年性認知症支援の実際と題し講演していただき、医療、介護従事者など、35人の方に参加していただきました。

また、支援体制につきましては、地域包括支援センターや窓口での相談、介護サービスへの利用支援など、対応しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 再質問します。

過去5年間で延べ445人の認知症サポーターが養成されていることは、大変心強い取組だと感じております。しかしながら、認知症カフェの男性参加率の低さの課題や、若年性認知症の地域の方への理解の促進も今後ますます必要ではないかと感じます。

それを踏まえ、2点、理事兼健康介護課長に再質問させていただきます。

1点目、若年性認知症の課題も含め、時代の変化とともに認知症を取り巻く社会が変わる中、共生社会の構築のためには、認知症サポーターの再受講などフォローアップも必要ではないかと考えますが、今後の認知症サポーター養成講座の方針をお尋ねします。

2点目、今後は認知症カフェに男性の方も参加したくなるような内容の配慮や、日常生活で集まりやすい場所、例えば喫茶店等で開催することにより、より気軽に参加したくなるような工夫も必要ではないかと考えますが、今後のお考えをお尋ねします。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

1点目の今後の認知症サポーター養成講座の方針についてですが、山県市ではこれまでフォローアップの取組ができておりませんでした。令和7年度よりステップアップ講座の実施を予定しております。この講座は、これまでに認知症サポーター養成講座を受講された方が対象となり、認知症に関する知識をさらに深めていただいた上で、その後、認知症支援のボランティア活動等に協力をしていただける方の養成をイメージしております。

また、ステップアップ講座の受講までは考えていない人についても、過去に受講していただいてから年数が経過し、知識が薄れることもありますし、近年は認知症を取り巻く環境も大きく変わり、認知症基本法の成立や新しい認知症観など、新たな情報発信を行っていく必要性も感じておりますので、希望する方が再受講できるような講座の実施も検討していきたいと考えております。

2点目の認知症カフェに対する今後の考えについてですが、男性の参加につきましては、一般介護予防事業等でも広く参加を呼びかけておりますが、集いの場は女性が集まりやすい傾向があり、またそういった場を苦手と感じる人も一定数いらっしゃるため、難しい課題と捉えております。どのようなスタイルであれば男性が参加しやすいかなど、市民からの御意見もいただきながら内容等を検討してまいります。

また、開催場所につきましては、市民に身近な場所で実施したいと考えており、現在は喫茶店1か所、委託事業者が運営する集いのスペース1か所での運営となっております。気軽に参加できることが重要と考えていますので、委託事業者とも相談しながら開催場所の選定を行ってまいります。

新しい認知症観とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方になります。こうした考え方は、認知症の方やその家族の人だけではなく、多くの方に理解していただくために、その機会として認知症カフェを開催できる場所を増やしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 今後も新しい認知症観の下、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりに向けた取組を期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で河合雅俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時10分から再開いたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） それでは議長より指名をいただきましたので、空家対策について質問をさせていただきます。

近年、全国的にも、人口減少と反比例して使用されなくなった住宅や建築物は年々増加し、空き家や店舗等として放置されることが多くなっています。これらの空家等は防火、防災、防犯や衛生、景観といった諸問題を生じさせ、今後一層深刻化することが懸念されています。

このような状況から、国は平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法を全面施行し、本格的な空家等対策の法的枠組みが構築されました。

それにより、私は過去2回、空き家対策について質問をさせていただきました。

今後さらに空家等の増加が見込まれることから、空家等対策の総合的な強化を図るため、令和5年12月に特措法の一部を改正する法律が施行されました。改正法では所有者責務の強化、空家等の利活用に関する制度の拡大、また、そのまま放置すれば特定空家、とはそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われず著しく景観を損なっている状態、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態で、いずれか1つ以上の状態にあると認められたものを言います、になるおそれのある空家等を管理不全空家と位置づけるなど、放置をすれば特定空家に指定されるおそれのある空き家を管理不全空家として区分することにより、早い段階から具体的な指導ができるようになることから、空家等への対策の強化を目的として施行されました。

市町村が管理不全空家に認定し、管理指針に則した管理を行うことを空き家の所有者等へ指導できるようになりました。指導してもなお状態が改善しない場合には勧告を行うことができ、勧告を受けた管理不全空家は特定空家と同様に土地に係る固定資産税の優遇措置が適用されなくなり、減税措置の対象外となります。

こうした背景を踏まえ、今年、令和7年3月に山県市空家等対策計画が改定をされました。山県市における空家等実態調査には、平成27年に実施した空家等トリアージ事業で把握して以降、令和6年9月の実態調査では市内の空き家数は把握しきれないところもあり、実際とは一致するものではないと思いますが、1,068件となっています。

また、この空き家の状態を4段階のカテゴリーに分類されています。

カテゴリーⅠおよびⅡは解体撤去・大規模修繕が必要、カテゴリーⅢは軽微な修繕が必要、カテゴリーⅣは周辺の環境整備が必要、カテゴリーⅤは利活用の推進というように分けられています。一番危険なカテゴリーⅠおよびⅡは32件、カテゴリーⅢは15件、カテゴリーⅣは134件、カテゴリーⅤは887件となっています。

言うまでもなく、このまま放置すれば年々空き家の状態は悪くなる一方で、いずれ危険空家になる可能性が高まり、対策の強化が必要になります。

そこで、建設課長にお聞きします。

1点目に、空き家のこれまでの撤去件数と対策緊急度カテゴリー0およびⅠの推移はどのようなか。

2点目に、それぞれのカテゴリーに対する認識はどのようなか。

3点目に、管理不全空家について、今後どのように取り組んでいくのかお聞きします。

○議長（古川雅一） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、空き家のこれまでの除去件数と対策緊急度カテゴリー0およびⅠの推移についてでございますが、議員御発言のとおり、市内の空家等の実態調査は平成27年に実施した空家等トリアージ事業で把握して以降、所有者や地域住民からの情報や空家バンクによる現地調査、成約状況等の各種情報により市独自で把握しており、特に昨年度は固定資産税情報課税台帳データとの照合によりその精度を高めました。その結果について御説明いたします。

平成27年調査で1,081件であった空き家数は、令和6年9月時点で459件増加し、472件減少した結果、1,068件となっております。減少理由は利活用等が229件、崩壊等が8件、除却が235件となっております。

対策緊急度カテゴリー0およびⅠの推移は、平成27年調査の1,081件中80件であったのに対して、令和6年9月時点では1,068件中32件に減少しております。なお、この調査は各空き家の対策緊急度の経年変化、例えば調査時点ではⅡであったものが、経年変化により、現在はⅠや0になったことは反映できておりませんので、令和6年9月時点では実際はもう少し多いことが想定されます。

御質問の2点目、それぞれのカテゴリーに対する認識についてでございますが、先ほど議員が御発言のとおり、令和6年9月時点で解体撤去や大規模修繕の分類であるカテゴリー0およびⅠとなる空き家が1,068件中32件、約3%である一方、利活用の促進の分類であるカテゴリーⅣは887件、約83%であり、市内の空き家は利活用が可能なものが大部分を占めております。

ちなみに平成27年の調査でも同様の傾向であり、先に述べたように利活用等により229件の空き家が減少していることも踏まえますと、カテゴリーⅣに分類される空き家を積極的に利活用することで空き家減少につなげることは可能となるため、その施策は重要であると考えます。

御質問の3点目、管理不全空家等についての今後の取組についてでございますが、令和5年12月の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、令和7年3月に山縣市空家等対策計画を改定し、管理不全空家等への対応について、その方針を示すとともに、山縣市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則も改正したところでございます。

今年度は、国が定めた管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、ガイドライン及び岐阜県空家対策協議会の管理不全空家等及び特定空家等対応マニュアルに基づきまして、市の管理不全空家等の判定基準を定めてまいります。

その上で、特定空家化が懸念される空家等に対しては、管理不全空家等の判定、特別措置法第13条第1項の規定に基づく指導を速やかに行い、まずは所有者等の自らの意思による改善を促すことで、特定空家化の未然防止に努めていきたいと考えます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） 空き家を積極的に活用することが空き家対策にとって重要だという答弁がありました。

平成27年調査以降、人口減少とともに空き家数は459件増加をしていますが、利活用が229件、除去が235件と全体的にはほぼ横ばいのようです。

利活用等の増加については、空家バンク制度により、空き家所有者と空き家利用希望者がそれぞれ登録を行い、広く空き家情報を提供することで、空家等を有効活用し、地域の環境保全、定住促進及び地域の活性化を図るものです。そうした取組の影響は大きいと感じます。

ただ、利活用の推進に当たる空き家物件が、現在887件存在しています。しかし、現在の空家バンク登録件数は、ホームページを見ると25件にとどまっています。利活用できる空き家物件等を、空家バンクに新規登録していただくよう推進することも重要と考えます。

空家バンクにおいて、登録後、売買契約等が成立しても相続登記が行われていない物件については売買等も賃貸契約もできません。これは不動産会社においても同様だと思います。

空き家の問題は複雑多様化しています。なかなか解決に向かわないもので、時間がたつにつれてさらに複雑化していくものだと思います。特に、危険空家として放置され、相続されることなく所有者が既に亡くなり、相続人の不明なケースもあるようです。空

き家を利活用するためにも、取り壊すためにも、相続登記が大切になります。

そうしたことから、昨年2024年4月から相続登記の義務化がスタートしました。最も大きな要因は所有者不明土地の増加にあり、空き家問題が深刻化する中、相続不動産の名義変更が義務づけられました。相続人は、建物・土地等に不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務となりました。以前に発生していた相続にも遡及して適用され、過去に相続した相続登記未了の不動産も登録義務化の対象となります。

そこで1点目、税務課長にお聞きします。相続登記がなされていない件数と推移はどのようなか。また、亡くなった方への固定資産税の管理の説明はどのように行っているのか。

2点目に、市民環境課長にお聞きします。相続登記の義務化というこの新たな制度が始まったことで、相続人の間に、土地等を早く処分したい、面倒な手続を何とかしたいといった心理的焦りの不安や情報不足に付け込む形で、国民生活センターによると、制度に便乗した不審な勧誘や詐欺まがいの事例が増加しており、土地・家屋等相続に関するトラブルの相談件数が目立っていると注意を呼びかけています。そこで、相続登記等に関するトラブルについての認識と、相続登記の義務化についての周知方法、また今後、詐欺行為等を未然に防ぐための対策をどのように行っているのかお尋ねをします。

○議長（古川雅一） 安達税務課長。

○税務課長（安達俊樹） 再質問にお答えします。

1点目の相続登記がなされていない割合についてでございますが、令和7年度山県市固定資産税の納税義務者が1万3,000人ほどみえる中で、相続登記が済んでいない納税義務者数は約3,400人です。つまり26%が相続登記が完了なされていない割合となっており、全国的な統計においても増加傾向となっております。

次に、固定資産税の管理において、相続登記に対しての市役所としての取組についてでございますが、税務課では、亡くなられた方の土地や建物の所有物件が記載されている固定資産名寄帳兼課税台帳を御家族の方にお渡しし、令和6年4月1日から相続登記の義務化がなされましたので、登記があるものにつきましては法務局で相続登記の手続をしていただくよう御説明させていただいております。

また、登記がなされていない家屋を所有している場合もございますので、その場合は未登記家屋名義人変更届をお渡しし、記入して市役所に提出していただくことによって名義変更ができることを御説明させていただいております。

また、相続登記に時間を要することが多々あり、次年度、固定資産税納税通知書送付

時に相続登記が完了なされておらず、送付先が定まらないというケースもあります。その際は相続人代表者指定通知書を御家族の方にお渡しし、相続人の代表者を指定いただいて、固定資産税の納税通知書や案内文書などを送付させていただくことによって、早めの相続登記の手続を促しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

御質問の2点目、相続登記等に関するトラブルについての認識についてでございますが、令和6年4月に相続登記の申請の義務化がなされたことにつきましては認識しております。議員御説明の制度に便乗した不審な勧誘や詐欺まがいのなどの事例につきましては、実際に把握しておりませんでしたので、担当窓口と共有をさせていただこうと思います。

また、相続登記の義務化についての周知方法につきましては、従前より戸籍住民系の窓口で案内していることといたしましては、死亡届を提出された際に、関係書類とともに岐阜地方法務局提供の相続登記に関するチラシを添えさせていただいております。これは先ほど税務課長が答弁いたしました相続登記の義務化や、相続に関する制度の紹介などが掲載されているもので、相続人らが検討いただくきっかけになればと配付しているところでございます。

次に、詐欺行為を未然に防ぐための対策をどのように行っているかの御質問でございますが、特段予防対策としての事業は行っておりませんが、各種相談窓口といたしまして、毎月、弁護士相談や行政相談を設置して相談窓口として設けておりますし、環境政策室内には消費生活相談員を配置して相談を受け付けております。また、毎月の広報紙には消費生活ニュースというコーナーを設けまして、相続関係だけでなく、様々な詐欺に関する注意喚起を行っているところでございます。このようにそれぞれの窓口で相続登記の相談があった際には、岐阜地方法務局へ紹介できるよう体制を整えているところでございます。

また、年4回でございますが、岐阜県宅地建物取引業協会岐阜北支部の御協力によりまして、不動産無料相談会を開催しておりますので、お問合せがあった際には同様の対応をいただけるものと思慮しております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） 相続登記が済んでいない納税義務者は約3,400人とのことでした。

こうした多くの方々がおられるので、詐欺の被害に遭うことがなく、安心して相続登記ができるよう、情報の提供や対策も必要だと考えます。

次に、山県市空家等対策計画にある解体撤去・大規模修繕が必要なカテゴリーⅠおよびⅡに当たる空き家の件数は、32件とのことでした。この中に特定空家に該当すると判断された適切に管理されていない危険な空き家は、それぞれの家庭の状況があつてのことだと思いますが、市内に6件あり、相続登記がなされていないものもあるようです。

その特定空家に指定されている市内6件の物件を確認させていただきました。屋根が大きく抜け落ちて傾いている家屋や、扉が外れ、家全体が傾いているもの、倒壊するおそれがあり危険なため道路を通行止めにしてある空き家、また、通学路に面している物件、県道沿いの交通量のある道路に面している建物など、危険な状態の空き家でした。

これらの特定空家は、現在、特措法の規定による助言または指導の段階だということですが、改善されない場合、次の段階の勧告を受ければ固定資産税の優遇措置が適用されなくなり、減税措置の対象外となる可能性もあります。やはりそうならないような早い段階からの対策は本当に重要と考えます。

特定空家の6件を見て共通していた状態は、建物の中にタンスや家財道具、服、生活用品などが残されたままという点でした。整理がされず、家屋にそうしたものが残されたままでは、カテゴリーⅣの利活用の推進に位置づけられた物件が、空き家になっても利活用することもできず、空家バンクに登録することをちゅうちょする原因になったりと、放置し続けると年々朽ちていくばかりです。それぞれ様々な家庭の状況が当然あると思いますが、利活用できる空き家も中の家財道具などを処分しないと売買契約や賃貸契約はできません。

本市には、現在887件の利活用できる空き家があるとのことでした。

また本市では、空き家対策支援事業として空家利活用促進補助金と危険空家等除却補助金などの支援があります。空家利活用促進補助金は空き家を取得する方、また改修する買手に対する補助となります。

また、老朽化が著しく悪影響を及ぼすおそれのある空き家に対しての危険空家等除却補助金は、補助率2分1で40万円となっています。

私が調べたところでは、除却補助金は他の市町村も行っており、例えば飛騨市では補助率2分1以内上限100万円の補助であるとか、瑞浪市、土岐市などは補助率2分1以内上限50万円など、様々です。また飛騨市では、相続登記にかかる費用を上限2万円の補助も行っています。

こうした市町も含め、近隣では本巣市、関市など、12市町が利活用やバンク登録の推

進を図るため、所有者に対して空き家の中に残されたまま処分が必要な家財道具などの撤去を支援する補助制度で、家財道具等処分費補助金などが設けられています。空家バンクに登録することが条件となっており、補助率は2分1以内や10分の10以内などあり、上限は10万円となっています。

空き家を利活用するためには、いずれ荷物や家財道具などを処分する必要があり、それが大変な負担にもなり、労力も必要になります。家財などの処分を補助する制度について、所有者の自発的な利活用を促すためにも必要だと考えます。

そこで、最後に家財道具等処分費補助金のような補助制度についての考えを、まちづくり・企業支援課長にお聞きします。

○議長（古川雅一） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 再々質問にお答えします。

御質問の家財道具等処分費補助金のような補助制度についての考えについてでございますが、山口市では移住・定住の促進という観点から空家バンクを運営委託し、空き家の取得、空き家の改修について、補助金を交付しているところです。また、空家バンクの登録件数の促進についても、毎年4月に税務課より送付する固定資産税納税通知書に同封して、空家バンクの利用促進チラシを配布して、件数の増加に努めているところです。

空き家利活用に関する補助金としては、岐阜県内42市町村のうち、35市町村が空き家の取得、空き家の改修などの補助金を交付している状況です。

山口市としては空き家の取得、空き家の改修について、補助率2分1で、一般世帯に60万円、新婚世帯または子育て世帯に80万円、同居または近居の多世代に100万円と限度額を設定し、県内でも比較的高い補助金を交付しており、移住者にとって手厚いものになっていると考えております。

御質問の家財道具等処分費補助金のような補助制度を実施している県内市町村の状況としましては、空き家の取得、空き家の改修のいずれか1つしか補助制度のない市町村、2つの補助制度がある市町村でも山口市より補助金額が少ないところという状況でございました。また、家財道具等処分費補助金のような補助制度につきましては、空き家の所有者に対するもので、現在のところ、国庫補助金、県補助金の対象とならないため、実施している市町村においては、市費で賄っている状況と聞いております。

家財道具等処分費補助金のような補助制度につきましては、今後の国庫補助金、県補助金の要件等の改正に注視しながら検討し、山口市としては補助金を最大限に活用した空き家利活用、移住・定住促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で加藤義信議員の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 武藤行儀議員。

○4 番（武藤行儀） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

学校防犯体制の強化について、学校教育課長に伺います。

近年、子供たちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、学校における安全対策の必要性がますます高まっております。かつては地域ぐるみで子供たちの安全を見守るといいう風土がありましたが、少子化や地域のつながりの希薄化、さらには想定を超える犯罪やトラブルの多様化により、学校単位で対応を迫られる場面が増えています。

子供たちにとって学校は学びと育ちの場であると同時に、一日の多くの時間を過ごす生活の場でもあります。そこに不安や恐怖を感じるような事件が起これば、教育活動全体に悪影響を及ぼすことは避けられません。教職員の対応力強化や設備面での防犯対策、さらには地域との連携など、平時からの備えがこれまで以上に重要であると痛感しております。

このような背景の中、本年 1 月には岐阜県美濃市の小学校でシカの頭部が校内の花壇に埋められるという異常事案が発生いたしました。命ある動物の遺骸が学校敷地内に持ち込まれたことは児童の心の安全を著しく脅かすものであり、単なるいたずらでは済まされない深刻な問題です。

さらに本年 5 月 8 日には東京都立川市の小学校において外部の男性が校内に侵入し、児童や教職員が暴力を受けるという事案が発生いたしました。一歩間違えれば命に関わる重大事案であり、学校の防犯体制や侵入者対応マニュアルの実効性が問われています。

こうした事件が相次ぐ中で、保護者や地域住民の間でも、本当に子供たちが安全に学校生活を送れているかという不安の声が高まっています。山県市においても同様のリスクは決して他人ごとではなく、想定外をなくす姿勢が求められています。

そこで、山県市内の小中学校における防犯対策の現状と課題、今後の取組方針について確認させていただきたく、下記の点をお尋ねいたします。

1 点目に、防犯カメラの整備状況について伺います。市内各校への防犯カメラの設置状況は現在どうなっているのか。未整備の学校がある場合、その整備方針や優先順位の考え方をお聞かせください。

2 点目に、有事を想定した防犯訓練の実施について伺います。不審者の侵入や突発的な事件発生時や登下校時の通学道路上での安全確保について、児童や教職員が適切に対

応できるよう訓練の頻度、内容、改善点について、教育委員会の見解を伺います。

3点目に、危機管理マニュアルの整備と見直しについて伺います。現場の実情や昨今の事案を踏まえたマニュアルの更新、教職員、保護者、地域との情報共有体制について、市としての課題認識と、今後の取組をお聞かせください。

以上3点、学校教育課長に見解を伺います。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問3点についてお答えします。

御質問の1点目、防犯カメラの整備状況についてでございますが、現在山県市立小中学校の敷地内に防犯カメラ等が設置されているのは、山県市内12校中、中学校2校と登下校用スクールバスの管理用として小学校1校の計3校です。

これまでの学校の安全管理につきましては、校内における初期対応や関連機関との連携、メンタルケアを含む事後の対応についての見直し強化が中心でした。山県市教育委員会としましては、学校への不審者への侵入防止という観点での防犯カメラを、国の補助金制度等を活用して、今年度中に全小中学校への設置を目指しています。

御質問2点目、有事を想定した防犯訓練の実施についてでございます。

山県市内全学校において、年間5回程度の命を守る訓練が実施されております。その中で、学校に不審者が侵入した想定での訓練はどの学校におきましても1回以上実施されております。

不審者対応訓練では、不審者を刺激しないために、避難指示の合い言葉を使った緊急放送により、安全かつ速やかに避難できるよう、精度を高める訓練を進めている学校もあります。また、教職員の危機管理対応能力を確かなものにするために、不審者役の警察官に対して、実際にさすまたや椅子などを使って、避難する時間を稼ぐ方法や、教職員間の連携の仕方について、現場レベルでの具体を学んでいます。

なお、下校時に不審者に遭遇した場面を想定した訓練の実施や、訓練時に子供たちに大きな恐怖心を植え付けないための配慮など、子供や地域の実態を考慮した実効性のある訓練に努めています。

御質問の3点目、学校危機管理マニュアルの整備と見直しについてでございますが、学校保健安全法第29条に基づき、各学校では危機管理マニュアルを整備し、山県市教育委員会は毎年度提出を求めています。

この管理マニュアルは事件、事故、災害等の発生時における措置の具体的な内容及び手順を、各学校の実情に応じて策定したものです。

山県市教育委員会としましては、例えば令和7年5月1日に大阪で発生した下校時の

車両による受傷事件を受けて、5月14日付文書にて学校と地域が連携した通学時の見守りの重視と、通学時を含めた日常生活において、児童・生徒等が自ら危険な状況を適切に判断し、回避できるよう安全に関する指導の徹底を依頼しました。学校の安全管理及びリスクマネジメントにつきまして、常に見直し、更新されるべきものであり、事前の策の重要性について、管理職研修等で確認してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 御答弁を受けまして、教育長に再質問をさせていただきます。

まず防犯カメラの整備について、未整備の学校について効果的に配備を検討されているということは分かりました。また、有事を想定した防犯訓練の実施については、緊急事態に備えて迅速に通報や緊急連絡を行うこと、また登下校時に児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう実践的な対処方法を身につけることなど、訓練の重要性も理解できました。また、危機管理マニュアルの整備、見直しについては、実情に応じて毎年見直しや更新が行われているということも理解できました。

しかし、事件が起きてからでは遅く、学校防犯体制の強化は抑止力としても機能することを踏まえ、山県市小中学校の防犯意識の徹底など、学校の安全について市教育委員会の見解を改めて教育長にお伺いいたします。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再質問にお答えします。

いつの時代にあっても、学校は子供にとっての安全な居場所であり続けなければいけません。しかし、悪意を持った大人の侵入には子供は無抵抗な存在であるがゆえに、決して子供が被害者になることがないように、教職員は危機回避のための知識や準備を更新し続けなければなりません。

議員も取り上げられました東京都立川市の小学校に不審者が侵入した事件ですが、報道等の情報によれば、正門が無施錠であり、不審者を学校に入れない原則が守られていなかったことが指摘される一方で、児童は自らの判断で避難したことや、不審者を子供たちから遠ざけるよう職員が誘導したことは評価できることとされています。

学校防犯において重要なことは、子供はもちろん、教職員の命も含めて脅かされることがあってはならないという、いわゆるゼロリスクに限りなく近づけるためにやるべきことを多層的に取り組むことであると考えます。

東日本大震災後には、自分の命は自分で守るとした自衛教育を徹底してきていますが、防犯教育においても瞬時に判断し、逃げることを身につけるために、偶発的な要素を含

めた想定訓練を実施する必要があると考えます。

併せまして、教育委員会としましては、防犯カメラ等による備えによる抑止や、警察を含む地域の支えへの協力依頼、保護者への電子データによる情報提供、将来的にはAI等の技術の導入など、実態に応じた的確な対応と、実効性のある改善に努めてまいります。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 次の質問に移ります。

地区公民館の今後について、生涯学習課長に伺います。

社会教育法第22条に規定される公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など、住民の需要に応える社会教育施設であり、地域社会の形成や地域文化の振興に貢献するなど、地域住民の日常生活に身近な生涯学習の施設としてその役割を果たしています。

現在、山口市においては、中央公民館が3館、地区公民館が12館設置されており、公民館で行われる講座、サークルなどの生涯学習活動や、公民館と学校や地域団体と連携したイベントを実施するなど、地域コミュニティと密接に関係を持ちながら地域に根ざした活動が行われています。

公民館は現代における社会教育の意義と重要性に基づき、市内の各地域における社会教育の役割、また地域のまちづくりの拠点としての役割を充実していくことが求められています。

そこで、生涯学習課長に質問いたします。

地区公民館の利用者数の推移について。

2点目、山口市が目指す地区公民館の機能や役割についてお伺いいたします。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

御質問1点目の地区公民館の利用者の推移についてでございますが、令和2年度から令和6年度の過去5年間の状況は、令和2年度は1万7,454人、令和3年度は2万5,622人、令和4年度は3万5,883人、令和5年度は4万6,766人、令和6年度は4万3,707人となっております。突然の新型コロナウイルス感染症により、公民館活動の中止や縮小を余儀なくされ、利用者は大幅に減少しましたが、サークル活動等の再開により、徐々に利用者が回復している状況でございます。

御質問の2点目、山口市が目指す地区公民館の機能や役割についてでございますが、公民館は地域住民の自主的、主体的な学習活動や文化活動を支援する社会教育施設でござ

ざいます。山県市の公民館活動のすばらしさは、地域住民の関心やニーズを基に公民館講座を開設し、講座の受講者などが中心となって愛好家グループができ、サークル活動に発展、継続的な運営がなされていることと捉えています。

また、小学校の学習発表や、地域住民の方が楽しめるスポーツ体験や物づくり体験のイベントも開催されており、議員のお言葉を借りれば、地域のまちづくりの拠点としての役割を担っていると考えております。

一般的に言われていることとして、地域住民のつながりの希薄化という社会問題の解決をしていく場としての公民館の在り方について、教育委員会として議論をしていかなければいけないと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 再質問させていただきます。

地区公民館の利用者数や機能、役割について理解できました。

一方で、地区公民館は避難所としての役割も果たしています。そこで、地区公民館の公衆無線LANやWi-Fi環境について伺います。

多くの地区公民館が避難所に指定され、災害に対する地域の防災拠点としての役割も果たしています。実際、避難所が開設され、避難された市民の方々が様々な不安を抱かれることになると思われます。避難されている市民の不安を解消する重要なこととして、市民が最新の情報を取得するということではないかと思えます。

現在多くの方がスマートフォンを使用しており、非常時の情報の収集源はやはりスマートフォンや携帯電話になるのではないかと思います。スマートフォン、携帯電話を使用する場合、Wi-Fi環境の整備も必要になってきます。既に高富、伊自良、美山のコミュニティセンターでは、Wi-Fi環境は整備済みであります。地区公民館のWi-Fi整備の進め方について、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 再質問にお答えします。

今年度、地区公民館の6館のWi-Fi整備事業を予定しており、来年度以降、残りの6地区公民館についてもWi-Fi整備事業を進めていく予定でございます。Wi-Fi整備後には、非常時には非常に重要な役割となる情報収集ができるようになり、また、平時においてはWi-Fiを利用したパソコン、スマホの勉強会など、市民の身近な地区公民館で開催も可能となります。

なお、現在体育施設で利用しております公共施設予約システムや、スマートロックシ

ステム、こちらについてもW i - F i が使用できる環境が要件となっておりますので、今後地区公民館の施設の状況、利用者の課題等を整理しながら、導入について検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 再々質問させていただきます。

地区公民館は地域での役割を果たし、また、避難所としての役割も果たしています。しかし、地区公民館のほとんどが昭和の後半に建設されたものであり、老朽化が進んでいます。地区公民館の中長期的な見解を副市長にお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再々質問にお答えいたします。

地区公民館の短期的な視点では、担当課長が今お答えしましたように、ユニバーサルデザインのほか、W i - F i 整備ですとか予約システム等のI C T活用等を検討して進めてまいりたいとは考えております。

他方、地区公民館の中長期的な見解についてのお尋ねがありましたので、中長期的な視点でのお答えをさせていただきます。

地区公民館が地域のまちづくりの1つの拠点を担ってきていることは確かなことでございますし、近年では議員御発言のように避難所等としての機能も期待されてきております。

そうした中、議員御発言のように、山県市立の地区公民館は昭和の時代に建築されたものばかりでございます。ちなみにデータは古いんですが、文部科学省による平成27年実施の社会教育調査を見ますと、全国にある公民館でも約6割が昭和60年以前の建築となっておりますので、施設の長寿命化対策等が全国的な課題ではないかとも考えられます。

先ほど地区公民館の利用者数のお尋ねで、担当課長の答弁によって年々増加しているという印象を持たれたかもしれませんが、これはコロナ禍による特殊要因というものの含めた数値でございますので、一概に利用者数が増加していると捉えることはできないものと考えます。

先ほどの文部科学省の調査を見ますと、全国の公民館の利用者数というのは約18年前、平成19年、2007年の約24万人、全国ですが、が最大でありまして、そこをピークアウトして、現在はその半分未満となっている実情がございます。この間に、公民館数も3割ほどは減っていますので、ただそれでも1公民館当たりの利用者数も減少しているのが

実情でありまして、山口市も似たような状況にあるのではないかと認識しております。

そうした中でも、議員御発言の地区公民館が地域のまちづくりの拠点としての役割を充実していくことが求められていますとの御認識については、私も賛同いたします。ただ、理想的にはそうであったとしても、現実的な面で捉える必要もあります。

あらかじめお断り申し上げますが、地区公民館の存在自体を私は否定するつもりはございません。

私ごとで恐縮ですが、今からちょうど40年ほど前、昭和60年、1985年、私が23歳のときであります。旧の高富町の青年団長をしておりました。そんな関係がありまして、当時旧高富町の中央公民館と高富地区公民館の運営審議会の委員を務めさせていただいておりました。その場では多くの世代が、大先輩方でしたが私も思いきって発言させていただき、多くの議論をさせていただきましたし、たくさん利用もさせていただきました。そういうことから公民館に対する愛着は、今でも他の人よりは大きいものというふうに認識はしております。

とはいえ、これもデータは古いんですが、先ほどの文部科学省の令和3年10月実施の調査を見ますと、山口市の公民館数15というのは、県内では岐阜市と郡上市に次いで県内で3番目に多い数となっております。このことは公民館が不要になってきているということではなく、抜本的な在り方じゃないかなというふうには私は考えております。

これも過去の文部科学省の公民館関係の資料を見ますと、ネットワーク型行政として社会教育行政を再構築することが必要という記述がポンチ絵でありました。

私も全く同感でありまして、地域のまちづくりの拠点は従来型の公民館という概念だけではなく、多目的で複合的な施設であるべきではないかとも考えられます。

そうしたことから長寿命化対策というのは必要で、それは別の論点としまして、地域性というのはとても大切です。公民館でも地域性が大分違いますので、地域性の実情も十分に考慮入れた上で、今回教育委員会ないし私にお尋ねいただきましたように、施設の在り方については教育委員会だけではなく、場合によっては類似施設の集約化とかそういう視点も踏まえながら、市全体として抜本的なことを検討していかなければならないものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） お疲れ様でした。以上で、武藤行儀議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で13時から再開いたします。

午後0時01分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 6 番 奥田真也議員。

○6 番（奥田真也） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。奥田真也でございます。

私からは、1 点質問をさせていただきます。

通学路について、学校教育課長、建設課長、農林畜産課長にお伺いをいたします。

通学路とは、それぞれの学校が児童・生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定している道路をいうものであり、学校保健安全法第27条に「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と規定していることが通学路の法的な根拠となります。

5 月 1 日に大阪市立の小学校において、下校中の小学生に対し車で突っ込み、7 人が負傷する事件があり、ほぼ毎年全国において登下校中における事故が発生しています。このように事故は毎年ニュースで話題になっています。

令和 4 年交通白書の特集第 4 図小学生の歩行中の通行目的別死者重傷者数（平成29年から令和 3 年）によると、登下校中の死傷者割合は、遊戯の18%を超え、34.8%で、最も多い数値となっています。

さて、今年 2 月に、大雪が連日降り続いた日がありました。市民の方からの情報であります、家の前の市道が除雪されなかったため、子供たちが登校する際、通学路を家族総出で約300メートルの雪かきをしたとのこと。市内全域において大雪のため倒木、また停電など、大変な状況でしたので、除雪が間に合わなかったのではないかと感じています。私の家の近所においては地区の皆さんと一緒に雪かきをしていたという状況でした。

また、学校周辺においてはサルが出没したため、児童の安全確保のために下校時に職員が引率した事案も今年に入り発生しております。

宮崎県の総合農業試験場によると、サルは目を合わせると歯をむき出しにして威嚇をする、目を合わせたりスマホを構えて写真撮影などはサルに襲われてしまうので絶対にやらない、目をそらしてその場から立ち去るのが鉄則とのこと。しかし、児童や生徒は出会うと逆に追いかけたり、石を投げたり、目を合わせてしまう可能性が十分ある

と思います。

そこで、学校教育課長、建設課長、農林畜産課長にそれぞれお伺いをいたします。

新たな道路や工事中など、道路事情が変化していく中、通学路のルート変更をした例はあるのかどうか。また、その場合、どのような手続が必要となるのかを学校教育課長に。

市道において、全く除雪に来てもらえなかった箇所があったようですが、通学路を優先的に除雪していただけると大変ありがたいとは思いますが、除雪の基準や優先箇所の順番、除雪されなくて困っている場合の対処法についてを建設課長に。

年々、サルの被害が増えていると感じているところです。登下校において、職員が引率する事態も発生しており、いつ児童・生徒に被害が出るか心配になります。サルの対策についての取組についてを農林畜産課長に、それぞれお伺いいたします。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

御質問の通学路のルートを変更した例とその手続についてでございますが、直近では今年の2月、西深瀬の伊東地区におきまして、サルの群れが数日間にわたり居座っていたため、子供の安全確保の観点からサルの出没が収まるまでの期間をガードレールが設置されている農免道路の歩道に指定変更をしております。その手続についてでございますが、短期間の臨時的措置であれば、校長の判断で通学路を変更し、山県市教育委員会に報告することとなっております。

また、道路の拡幅工事や橋の架け替えといった長期間にわたる工事や、大幅な通学路の変更が必要な場合は、事前に学校と教育委員会との協議を行い、関係機関との調整や、地域や保護者の理解等を踏まえ、校長が通学路の指定変更を山県市教育委員会に報告することになります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、除雪の基準、優先箇所の順番、除雪がされなくて困っている場合の対処方法についてでございますが、山県市においては安全かつ円滑な交通路の確保を目的に、「山県市道路除雪、路面凍結防止対策実施要領」に基づいて、路面積雪量が20センチ以上に達した場合、委託業者による道路除雪を実施しております。除雪路線は委託業者ごとに指定した区域内の主要道路、通学路、この場合、学校指定通学路でありますけれども、あと生活道路及び市から指定する路線とし、委託業者はそれらの担当路線の

除雪作業を効率的に行うよう計画し、作業することとしております。

そのため、どの路線を優先的に除雪するかは、実施要領では定めておりませんが、まずは利用者の多い主要道路を除雪し、その後、その枝線、支線となる通学路を含む生活道路の順になることが多いため、除雪作業の効率や早期完了を考慮すると、議員御発言のとおり、通学路のみを優先的に除雪することは困難であると考えます。

また、除雪対象路線であるにも関わらず除雪されていないなどの道路除雪に関してお困りの場合は、まずは建設課に御連絡いただき、内容を確認させていただいた上で、委託業者への指示等の対応を行ってまいります。

道路除雪については、降雪や積雪の量や時間、その他諸条件が作業時間、効率等に大きく影響するため、市民の皆様の通勤通学時までには除雪を完了することが困難な場合も多々ありますが、安全かつ計画的で効率的な除雪作業に努めてまいりますので、御理解いただければと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 御質問にお答えします。

御質問のサル対策の取組についてでございますが、山県市におきましては3つの柱をサルを始めとする獣害対策としております。

1つ目、環境対策としまして、里山林整備事業を実施しております。いわゆるバッファゾーンを設置し、人間居住区と森林区域を分け、野生動物の侵入しづらい環境整備を実施しております。

2つ目、侵入防止対策としまして、地域の皆様に御協力をいただきながら追い払いを行うとともに、農業者に対して鳥獣害防止柵設置に係る費用の一部を補助しております。なお、令和7年度におきましては、要望される自治会には追い払い時に使用する電動銃や装着するベストの貸出しを実施するため、現在準備を進めているところでございます。

3つ目は個体管理対策です。サルの個体数を計画的に減少させるため、猟友会に御協力をいただき、サルの目標捕獲頭数の確保及び被害が発生した地域におきましては、会員による見回りを実施しております。また、現在市内2地区に大型おりを設置しており、今後も設置地区を増やし、個体数調整の強化を図ってまいります。

山県市としましては、引き続き庁内所管との情報共有をはじめ、猟友会や警察署など、関係機関と連携を図っていくとともに、有識者からは動物の特性や有効な対策事例を御指導いただきながら、民産学官協働により、山県市全体でサル対策を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 学校教育課長の答弁により、今回私が心配しておりますサルの被害による通学路の安全確保の観点につきましては、収束するまでの期間のみの指定変更をいただいております、短い期間であれば校長の判断により変更が可能とのこと。

また、農林畜産課長の答弁により、3つの柱、環境対策、侵入防止対策、個体管理対策による獣害対策をいただいているとのこと。先月の5月6日午後1時半頃になりますが、鹿児島県鹿児島市の住宅地に野生のニホンザルが出没し、小学2年生の姉と1年生の弟が追いかけられ、姉は玄関先で肩を引っかかれるという事件も発生しています。山根市はこの3つの柱により、安全・安心だと言われるよう、農林畜産課の皆様におかれましては、今後も対策のほう、推進していただけたらと思います。

また、建設課長の御答弁により、路面積雪量が20センチ以上となった場合に委託業者による道路除雪を実施いただいております、除雪されないなど道路除雪にお困りの市民におかれては建設課に電話いただければ内容を確認いただけるとのことです。

さて、警備サービス会社のホームページに、雪の日の通学路の安全についての記載があります。雪が降った日は何が危険なのかについて記載があり、足元が悪くなる、道幅が狭くなる、死角が増える、音が聞こえにくくなる、雪の落下の危険、思わぬ事故に巻き込まれる可能性があるとのこと。

今年2月の大雪は、連日降り続いたこともあり、歩道に雪が積もったままで歩ける状況ではなく、車道を歩きながら登校した事案があるようです。まさしく、先ほどの警備サービス会社のホームページにある道幅が狭くなる、思わぬ事故に巻き込まれる可能性がある状態であったと言えるのではないのでしょうか。

そこで、学校教育課長に再質問をいたします。

歩道において雪が積もっていたため歩けない状況であった場合、車道を歩いての登下校は事故のリスクも高くなり、危ないのではないかと感じています。歩道が使用できない場合は別の通学路を使用できるよう、例えばですが、通常ルートと大雪ルートのような形で通学路の指定ができないか、学校教育課長の見解をお伺いいたします。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 再質問にお答えします。

御質問の通常時と非常事態時の通学路のルート指定についてでございますが、子供たちの安全のために非常時を想定した通学路を設定していくということは大変意味のあることです。児童・生徒や保護者、地域が連携して子供たちの安全に配慮した通学路を設

定し、必要に応じて校長の判断で適切なルートを指定し、市教育委員会に報告するという流れになるというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 児童・生徒が年々減少していく中において、児童・生徒や保護者、地域が連携していくことが何より大事であり、また、連携していくことこそが山県学園構想なのではないかと感じていますので、今後、子供たちの安心・安全が確保される通学路になっていくことを大いに期待し、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で奥田真也議員の一般質問を終わります。

通告順位7番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1つ目です。国民健康保険の「資格確認書」を、「マイナ保険証」の保有の有無にかかわらず全ての国民健康保険加入者への一斉交付について、市民環境課長に伺います。

政府は昨年12月、健康保険証の新規発行停止を強行し、マイナ保険証の利用を推進してきました。しかし、今年4月時点の国民全体のマイナ保険証利用率は、28.65%と、3月の27.26%と比べてほとんど伸びず、マイナ保険証の解除申請数は全国で9万8,825件に上っています。とりわけ高齢者や障がい者など、マイナ保険証利用が困難な方の利用率は低くなっています。

全国保険医団体連合会が行った調査では、マイナ保険証の有効期限切れ、カードリーダーの接続不良などの機器トラブル、資格情報が無効などが続いており、その対応方法で最も多かったのは従来の保険証による資格確認で、最大のバックアップ機能を果たしている従来の健康保険証の有効期限切れを迎えれば、現場はさらに混乱し、無保険扱いが増加しかねないとの懸念を示しています。

こうした中、厚生労働省は、7月末に後期高齢者医療制度の保険証が有効期限を迎えるに当たって、資格確認書の交付を求める人から申請が市町村窓口に集中するおそれがあるとして、マイナ保険証の保有にかかわらず資格確認書を全員に送付することを決定しました。

厚労省の説明を基にすれば、国民健康保険についても全員に資格確認書を交付することが必要です。

既に東京都の渋谷区と世田谷区は、自営業者らが入る国民健康保険の利用者全員にマ

イナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を独自に発行することを決めました。対象となるのは渋谷区がおよそ4万6,000人、世田谷区がおよそ16万人で、この夏以降、順次資格確認書を発送するということです。国の方針と異なる判断としたことについて、それぞれの区は、国民健康保険の発行権限は自治体にあるとした上で、制度が移行期間にあり、利用者が混乱せずに保険医療を受けられるようにするためとしています。

国民健康保険の保険者は市町村であり、住民に対応するのは市町村です。保険証の有効期限前に混乱するのを防ぐため、資格確認書を一齐に送った方がかえって行政コストも軽減されると判断するのは当然であり、市町村の意向は尊重されるべきです。

全ての人が安心して医療を受けられる体制を守るために、現在の国民健康保険証の有効期限を迎える7月末までに、国民健康保険の資格確認書をマイナ保険証の保有の有無にかかわらず、全ての国民健康保険加入者に一齐交付することが必要です。

また、現在、75歳以下のマイナ保険証を保有していても使用しにくい高齢者や、障がい者などの要配慮者は、資格確認書を取得することができますが、申請する必要があります。要配慮者を行政の側から確定することができない限り、今までどおりの保険医療を受けられるようにするには、世田谷区や渋谷区がやっているように、全員に資格確認書を交付するしかありません。全国保険医団体連合会はマイナ保険証トラブルが相変わらず頻発しているとして、誰一人取り残さないために、現段階では全員に資格確認書を交付してほしいと訴えています。

市民環境課長にお尋ねします。

1、国民健康保険の資格確認書をマイナ保険証の保有の有無にかかわらず全ての国民健康保険加入者への一齐交付について。

2、75歳以下のマイナ保険証を保有していても使用しにくい高齢者や障がい者などの要配慮者は、申請すれば資格確認書を取得することができますが、山口市としての周知や申請時の具体的対応について。また、要配慮者と判断する具体的な基準について。

3、今年12月1日で有効期限の切れる組合健保、協会けんぽ、共済組合等の加入者に対しても、医療機関窓口でのトラブルで10割負担を強いられることなく、安心して保険医療を受けられるような対応が必要です。山口市として市民や医療機関への現在の周知方法及び今後実施が必要な対策について。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、国民健康保険の資格確認書をマイナ保険証の保有の有無にかかわらず全ての国民健康保険加入者への一齐交付についてお答えいたします。

まず、令和 7 年 5 月末付の山口市国民健康保険の被保険者数は4,985人で、うちマイナ保険証として登録している被保険者は3,633人でございます。国民健康保険法第 9 条第 2 項で資格確認書は被保険者がマイナンバーカードでオンライン資格確認を受けることができない状況にあるときに交付するものとされており、このことについて令和 7 年 5 月 16 日に厚生労働大臣が会見で発言されております。

また、5 月 30 日付厚生労働省保険局国民健康保険課からの通知を要約いたしますと、資格確認書は法律上被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付するとされていますが、国民健康保険の被保険者には様々な年代、属性の方が含まれており、後期高齢者のように新たな機器の取扱いに不慣れであるなどの理由でマイナ保険証への移行に一定の期間を要することが一般的に高いと言える状況ではないため、資格確認書を被保険者全員に職権交付する状況ではないと考えているとあります。

従いまして、山口市国民健康保険の加入者に対しましては、職権による資格確認書の一斉交付を行う予定はございません。

御質問の 2 点目、75 歳以下のマイナ保険証を保有していても使用しにくい高齢者と呼ばれる方や、障がい者などの要配慮者は申請すれば資格確認書を取得することはできるが、周知や申請時の具体的対策についてお答えいたします。

山口市国民健康保険の被保険者には、7 月 10 日前後にマイナ保険証を保有している方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証を保有していない方には資格確認書を発送するよう調整しておりますが、同封するチラシには配慮が必要な方には申請することで資格確認書が取得できる旨を記載しておりますので、御確認いただければと存じます。

また、要配慮者と判断する具体的な基準についてでございますが、現在の運用状況は要介護認定を受けている方、療育手帳を含む障害者手帳の交付を受けている方、成年後見制度を利用している方、その他、長期入院者などでマイナ保険証での受診が困難と認められる方を対象としておりまして、現在までに 1 件申請され発行をさせていただきました。

御質問の 3 点目、国民健康保険及び後期高齢者医療制度以外の保険者の加入者に対しまして、山口市として市民や医療機関への現在の周知方法及び今後実施が必要な対策についてでございますが、国保・後期以外の被保険者に対しましては、山口市が周知する立場にないと考えておりますが、仮に厚生労働省から周知依頼がありましたら、広報やホームページなどで周知を図るよう検討したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 市民環境課長に再質問します。

6月6日の衆議院厚労委員会で立憲民主党の柚木議員の質問に対して、福岡厚労大臣は渋谷区、世田谷区が資格確認書を国保被保険者全員に交付することについて、自治事務なので最後は自治体の判断と答弁しました。国としては資格確認書を一律に交付する必要があるとは考えていないと強調しましたが、事実上、自治体の判断で資格確認書の全員送付を認めた形になりました。

マイナ保険証のトラブル回避に向けて、国保被保険者全員に資格確認書を一律交付するとした世田谷区と渋谷区の判断は、現場の状況を踏まえた対応です。

今年度、山口市では、マイナ保険証のカード本体の有効期限の更新2,500人、電子証明書更新4,200人の合計6,700人、マイナンバーカード保有者1万9,806人の33.8%が更新を迎えます。マイナ保険証を持たない人には資格確認書が交付されますが、今年度更新を迎える6,700人全てがスムーズに更新することができるのでしょうか。

後期高齢者医療保険の加入者同様、国保被保険者全員にマイナ保険証保有の有無にかかわらず資格確認書を送付しても、国保の被保険者数4,985人で、マイナ保険証登録3,633人ですので、後期高齢者医療の被保険者への追加送料、被保険者5,266人のうちマイナ保険証登録3,994人で、30万4,000円を下回る金額で済むと考えます。

後期高齢者同様に国保加入者全員に資格確認書を送付することで、医療機関窓口でのマイナ保険証によるトラブルを回避し、被保険者にとってもトラブルにより保険資格確認ができず場合によっては医療費を10割自己負担するケースを回避することができます。また、市役所窓口や国保連合会への被保険者や医療機関からの資格確認の問合せや、マイナ保険証の更新や資格確認書の交付を求める人で市役所窓口が混乱するのを防ぐことができます。

市民環境課長に再質問します。

1、6月6日の衆議院厚労委員会で福岡厚労大臣の、資格確認書を国保被保険者全員に交付することについては自治事務なので最後は自治体の判断であるとの答弁を受けて、山口市が国民健康保険の資格確認書をマイナ保険証の保有の有無にかかわらず全ての国民健康保険加入者へ一斉交付することについての考え方を伺います。

2、令和7年5月13日付、厚労省の事務連絡、要配慮者に対する資格確認書の交付等についてでは、資格確認書の申請に当たっては本人からの申請だけでなく代理申請も可能で、介護保険、障がい福祉や児童福祉の担当部署とも連携の上、例えば高齢者施設、障害者施設や、児童養護施設等の児童福祉施設に対する資格確認書の代理申請の呼びかけや、在宅の要配慮者に対する資格確認書の申請の周知など、対応の検討を要請してい

ます。

山口市としても要配慮者の資格確認書交付の申請を待つだけでなく、高齢者施設、障害者施設や児童養護施設等の福祉施設に対する資格確認書の代理申請の呼びかけが必要と考えます。山口市の今後の対応について伺います。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 再質問にお答えいたします。

再質問の1点目、山口市の国民健康保険の被保険者に対する資格確認書をマイナ保険証の保有の有無にかかわらず全ての国民健康保険加入者へ一斉交付することについての考え方についてでございますが、岐阜県や周辺市町の動向を注視していきたいと思いますが、先に答弁させていただいたとおり、山口市国民健康保険の加入者に対しまして、職権による資格確認書の一斉交付を行う予定はございません。

再質問の2点目、高齢者施設、障害者施設や児童養護施設等の福祉施設に対して、資格確認書の代理申請の呼びかけが必要ではないかとの御質問ですが、現在のところ特段の周知は行っていないので、適切な時期に健康介護課や福祉課などとの情報を共有いたしまして、周知を行うかどうか検討したいと考えております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 2番目の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）対策と新型コロナワクチンの接種補助について、理事兼健康介護課長、福祉課長、学校教育課長に伺います。

厚生労働省の令和7年2月27日改訂の新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関するQ&Aでは、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症、以下、後遺症といいます、は新型コロナウイルス感染症に罹患した後に感染症は消失したにもかかわらず、ほかに原因が明らかでなく、罹患してすぐの時期から持続する症状、回復した後に新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状の全般を指すとしています。

これはWHO（世界保健機関）の、「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2か月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないものである。通常は新型コロナウイルス感染症の発症から3か月たった時点にもみられる」とする定義によるものです。代表的な後遺症は、疲労感、倦怠感、関節痛、筋肉痛、せき、喀たん、息切れ、胸痛、脱毛、記憶障害、集中力低下、頭痛、抑うつ、嗅覚障害、味覚障害、動悸、下痢、腹痛、睡眠障害、筋力低下などがあります。

令和4年度の厚生労働科学研究では、研究機関や自治体と連携し、発生頻度や症状、経過などについて、大規模な住民調査を行いました。その結果、感染された方が後遺症を有した割合は、感染されていない方が何らかの症状を有した割合よりも2から3倍高かったという知見が得られました。一方で、後遺症が感染者のうち、どれくらいの頻度で発生するかについては、研究によりその定義の方法や調査手法が異なり、一概に比較することが困難であること、症状がある人のほうが調査に回答する割合が高くなる回答バイアスが生じ得るなど、調査には限界があることから、明確には分かっていません。

WHOは、これまでの研究によると、新型コロナウイルス感染症の感染者の約6%に後遺症が発生するとしています。

全国コロナ後遺症患者と家族の会は、後遺症になった子供たちは適切な医療につながれず苦しい闘病を強いられている、また親は看病や通院、情報収集、学校との話し合いなどへの対応に追われて疲弊していると訴えています。さらに、必要な支援は一切得られず、家庭が看護師や理学療法士、教員、栄養士などの役割を果たしていくしかない、後遺症は医療でつまずくと教育にも大きく影響し、子供の人生を変えてしまうくらい深刻な問題だと訴えています。

子供や親の要望は多岐にわたります。1、国による学びの保障、出席停止や、成績評価の取扱いへの配慮。2、学費や医療費などへの経済的支援。3、かかりつけ医への後遺症に関する情報の周知徹底。4、治療法確立に向けた研究の促進。5、医療機関や学校での相談窓口の設置などです。

文部科学省は国会で、コロナ後遺症の子供について、校長の判断で出席しなくてもよいと認めた日として欠席扱いにしない対応が可能、日数については上限は設けていないと答弁しています。昨年2024年、令和6年6月の国会で、盛山文科相は日本共産党の吉良よし子参議院議員に問われ、全国の学校への周知徹底を図りたいと述べています。

東京都が作成した教職員向け「児童・生徒の支援のための新型コロナウイルス感染症後遺症ハンドブック」には、体育の見学、定期考査時の配慮など、具体的な対応の仕方が示されています。このハンドブックの対応、配慮の具体例を参考に、実情に合わせた支援が求められています。

次に、厚生労働省が昨年7月18日に発表したコロナワクチンの定期接種、法律に基づき市町村が主体となって実施する定期接種化の方針では、対象者は65歳以上の高齢者と60から64歳の重症化リスクの高い人、費用は最大7,000円で、接種期間は10月1日から今年3月末までで、山根市の自己負担は2,000円でした。今年度の定期接種の対象者や自己負担については、現在のところ明らかになっていません。

新型コロナワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の患者数を減らし、医療逼迫を軽減するために、ワクチンや治療薬にアクセスしやすくすることが必要です。さらに、費用負担は適切かなどの検討が必要です。

接種から半年から1年ほどたつと、重症化予防の効果も失われるとされています。1年以上ワクチンが接種できていないハイリスク者に対して、ワクチンを接種することで重症化予防や新型コロナウイルス感染症の後遺症予防につながります。

そのためには、定期接種の対象者の拡大や、自己負担を軽減することが必要です。

再感染は軽症となる傾向がありますが、新型コロナウイルス感染症の後遺症の発症リスクは感染を繰り返すほどに増えるという調査結果もあり、軽視できません。

理事兼健康介護課長、福祉課長、学校教育課長にお尋ねします。

1、新型コロナ感染症罹患後症状いわゆる後遺症の症状を踏まえた定義や注意喚起を載せたホームページの作成や相談窓口の掲載、相談窓口の設置、企業への周知徹底など啓発が必要と考えます。

厚労省作成の「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状でお困りの方へ」のリーフレット等を参考に、最新の知見を紹介したWHOなどの後遺症の定義、改善と悪化を繰り返すなどの後遺症の特徴を踏まえて、無理せずしっかり休養を取ることが重要だとする注意喚起を記載するなど、基本的認識について理解、啓発することが必要と考えますが、山県市の考え方についてお尋ねします。

2、身体障害者手帳の交付の対象になるとの国の事務連絡については、後遺症を踏まえた基本的認識などが理解、啓発できるよう、ホームページでの案内と企業への広報が必要です。厚労省のQ&Aでも、原因となる疾病にかかわらず、障害の状態が一定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付対象になることが既に示されています。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課の令和6年4月12日の事務連絡「身体障害者福祉法第15条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）」を受けて、全ての指定医、医療機関に行き渡るよう、どのような周知徹底を行っているのか、行っていないのであればいつ行うかについて。また、山県市のコロナ後遺症に関わる身体障害者手帳の申請人数と交付人数についてお尋ねします。ホームページには問合せ先とともに事務連絡の趣旨が伝わるよう、後遺症も手帳の交付につながる障害認定の対象になる制度であることをホームページに記載し、また、どの病院に指定医がいるのかが分かるような広報が必要と考えますが、山県市考え方についてお尋ねします。

3、子供の後遺症、学校の対応についてお尋ねします。厚労省の抽出実態調査でも、

コロナ罹患後6.3%の子供に症状が出ています。東京都作成の教職員向けのハンドブックには、体育の見学、代替手段の検討、定期考査時の配慮、オンラインを活用した学習の実施など、具体例を提示して対応を周知しています。山口市でも東京都を参考にし、後遺症の特徴を踏まえた具体例を示し、学校現場に対応や配慮など、周知が必要と考えますが、山口市の状況、対応について、お尋ねします。

また国会では文科大臣が、後遺症になった場合、学校長の判断で出席しなくてもよいと認めた日として欠席扱いにしない対応は可能だと答弁しています。これを踏まえ、学校長に後遺症でも欠席扱いにしない対応が可能だと周知の徹底が必要と考えますが、山口市の対応についてお尋ねします。

4、高額なコロナ治療薬とPCR、抗原検査への公費助成について、山口市の対応についてお尋ねします。

5、今年度の新型コロナワクチン定期接種の対象者の拡大や自己負担の軽減について、山口市の考え方をお尋ねします。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

私からは、御質問の1点目と4点目、5点目について、お答えさせていただきます。

御質問の1点目、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する周知についてですが、新型コロナウイルス感染症の後遺症はWHO（世界保健機関）の研究によると、感染者の約6%に後遺症の症状が発生するとの報告があります。後遺症について不安に思われている市民に対し、正しい知識と理解を深めていただくためにも、山口市としてもホームページ等を用いて周知が必要と考えております。

御質問の4点目、コロナ治療薬や検査の公費助成についてですが、新型コロナウイルス感染症は発生時より国の施策として検査や治療に係る費用等を公費助成で行ってきました。5類感染症への移行後も公費助成は行われてきましたが、令和6年3月末で全ての公費助成は終了となりました。令和6年4月からは、ほかの病気と同様に医療保険の自己負担割合に応じて支払いをしていただき、高額となった場合には高額療養費制度が適用となります。山口市としては独自の公費負担は考えておりません。

御質問の5点目、今年度の新型コロナワクチン定期接種の対象者の拡大及び自己負担の軽減についてですが、対象者につきましては予防接種法にのっとり、65歳以上の方と、60歳から64歳までの身の回りの生活が極度に制限されるような基礎疾患のある方に対して、令和6年10月より定期接種として実施しております。令和7年度も対象者の変更はありません。

また、ワクチン接種に伴う自己負担につきましては、ワクチン代、接種手技料等の費用のうち、市では約3割を自己負担の目安としております。そのため、新型コロナワクチン定期接種の自己負担の軽減は考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問の2点目についてお答えします。

まず、1番目の御質問と3番目の御質問につきましては、関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

まず、御質問の3番目のコロナ後遺症も障害認定につながる場合があることをホームページで周知するという件につきましては、他の自治体の例も参考にしながら、まずはかかりつけ医に相談することについての記事を作成いたしまして、御質問の1番目の障害認定の取扱いの周知を医療機関で行うことにつきましては、その記事に後遺症に関する県のホームページの記事をリンクして貼るということを考えております。

御質問の2番目ですが、コロナ後遺症に関わる身体障害者手帳の申請人数と交付人数につきましては、ともに現在ございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

御質問の3点目、子供の後遺症、学校の対応について、お答えします。

山県市立学校に在籍する児童・生徒について、コロナウイルス感染症が第5類に移行した令和5年以降、コロナ罹患後の後遺症により、登校や出席が困難であるとした申出や相談はないと捉えています。

一方、大人でもコロナ罹患後に後遺症の症状が出ているという報告があることから、子供にも同様の後遺症が出ていることは容易に想像ができます。

今学校を欠席している児童・生徒の態様は様々で、長期治療の子もいれば、学校に行けない不登校の子もいます。中には、家庭の事情による場合もあります。校長は、一人一人異なるそれぞれの状況を適切に捉え、学習の機会や、成長の保障という観点から、欠席ではない出席停止や、出席扱いとする教育的な配慮が必要なことは言うまでもありません。

教育委員会としましても、規則等に基づく一律の基準を踏まえた上で、子供や保護者に寄り添った個別の対応が必要であるということを繰り返し指導してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 再質問いたします。

福祉課長に伺います。

山県市のホームページでの周知とともに、コロナ後遺症について直接的な対応が必要と考えます。コロナ後遺症に悩む方が治療と仕事の両立ができるよう、厚生労働省のリーフレット「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状でお困りの方へ」や、東京都の「1つでも当てはまる場合、それは新型コロナの後遺症かもしれません。」等を活用し、労働者に見られる症状や、職場における支援の流れとポイント、職場における配慮事例等の啓発が必要と考えます。市としての今後の対応について伺います。

2、学校教育課長に伺います。

新型コロナウイルス感染症が第5類に移行した令和5年以降、コロナ罹患後の後遺症により登校や出席が困難であるとの申出や相談はないということですが、コロナ後遺症についての山県市のホームページでの周知とともに、直接的な対応が必要と考えます。教職員や児童・生徒、保護者に、東京都の教職員向け「児童・生徒の支援のための新型コロナウイルス感染症後遺症ハンドブック」や保護者向け「知っておきたい子供の新型コロナウイルス感染症後遺症」等を配付活用し、啓発が必要と考えます。市としての今後の対応について伺います。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 再質問にお答えします。

労働者に見られる症状や職場における支援の流れやポイント、職場における配慮事例等の啓発について、直接的な対応をとということにつきましては、先ほど理事兼健康介護課長がお答えしました、後遺症について不安に思われる市民に対して正しい知識と理解を深めていただくためにホームページで周知するということも含めまして、事業所の方向けとしましても国のリーフレット等を参考にしましてホームページ等での周知を図っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 再質問にお答えします。

山県市教育委員会はコロナ感染症が第5類に移行した令和5年4月28日付で、文部科学省から通知された学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行についてを各学校に周知し、児童・生徒一人一人の異なる状況を適切に捉え、学習の機会や成長の保障など、細やかな教育的配慮をお願いいたしました。今後は他市町や他機関のハンドブ

ック等を参考にしながら、子供や保護者に寄り添った個別の対応の徹底を繰り返し指導してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 3番目の質問です。

ひきこもり支援について福祉課長にお伺いします。

ひきこもり状態の人は、国の推計で15歳から64歳まででおよそ146万人に上るとされ、支援の強化が求められています。

こうした中、厚生労働省は今年1月、支援に当たる全国の自治体の職員などが参考にする指針を盛り込んだ「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を新たに作成しました。

ハンドブックでは、ひきこもりを期間や病気のあるなしに関係なく、社会に対して生きづらさを感じ、他者との交流が希薄な人としていて、家族も含めて支援の対象にしています。

そして、支援のゴールを就労だけに設定せず、ひきこもることも生き方と認めた上で本人や家族と対話を重ね、自分で生き方を決めていける自律の状態を目指す支援をすべきだとしています。この自律とは自己を律すること、社会に適応するといった捉え方ではなく、本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する意味であり、その自律に向けたプロセスを本人と支援者が共有しながら一步步進むことを目指すものです。自律の形は一人一人違うものであり、決まったものではありません。

また、ひきこもっている期間や年齢、性別、世帯状況など、様々な想定を基に30の具体的な支援の事例が紹介されています。

ひきこもり支援に係る支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業検討委員会で委員長を務めた白梅学園大学の長谷川俊雄名誉教授は、「これまでの支援は本人の意思を十分に酌み取らないまま進められるものもあったが、この指針を参考に生き方を自分で決められる『自律』の状態を目指す支援を考えてほしい」と話しています。

このハンドブックではひきこもり支援における歴史的経緯と支援上の課題を踏まえて、ひきこもり支援の対象者と支援の視点、方法について、新たな考え方と支援の変化が必要であることに応える内容が広範に示されています。新たなひきこもり支援を医療モデル（個人が手にしている問題に原因、理由を求めて、個人を変えることで解決を目指す考え方と方法を意味します）に限定するのではなく、それに加えて社会モデル（その人とその人を取り巻く環境、社会との関係性上に問題があり、環境、社会の調整によって

その問題を改善するという考え方と方法を意味します)を採用しています。それは医療が必要である人も含めて、様々な相談支援や居場所活動を必要としている人を対象としたひきこもり支援に具体的な指針が必要であるという認識に基づいています。

また、ハンドブックでは、現状におけるひきこもり支援を、相談と援助の態度、姿勢、方法における留意点及び網羅的に類型化したモデルの事例を提示等を通して、具体的で有用性の高い内容が記述されていて、相談、支援の実地でハンドブックとして活用できるものとなっています。

福祉課長にお尋ねします。

1、山県市の把握しているひきこもりの状況について。

2、厚労省が新たに作成した「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を活用した山県市のひきこもり支援の具体的な施策について。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山県市の把握しているひきこもりの状況についてでございますが、ひきこもりとは様々な要因の結果として、就学、就労、家庭外での交流などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のことですが、期間などにこだわることなく、生きづらさを抱えているひきこもり状態にある人と広く捉えております。

ひきこもりは現象や状態であって、本人は生きるためにひきこもり状態にならざるを得ず、家族も同様にその間、悩み、考え、苦しんでいる状況が多く見られます。

議員御指摘のデータは、令和4年の内閣府調査によるもので、15歳以上64歳以下の人の2%に相当する146万人が広い意味でのひきこもり状態であると分かっています。この結果に基づき、県で算定された県内でひきこもり状態にある人は2万2,000人と推計されています。また、県が令和元年度に実施した岐阜県ひきこもり等に関する状況調査によりますと、県内の民生委員、児童委員さんが把握したひきこもり状態の人は1,174人とのことです。

市が把握しておりますのは、令和6年度において電話相談が5人、メール相談が1人、来庁相談が2人、訪問相談が2人の合計10人でございます。また、先ほどの推計を当てはめると、令和7年5月末現在の15歳以上64歳以下の市民の人口が1万2,920人でありますので、2%で258人ということになります。

御質問の2点目、ハンドブックを活用したひきこもり支援の具体的な施策についてでございますが、山県市では福祉課、健康介護課、こども家庭センター、こどもサポート

センターを中心に相談、支援に当たっており、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人などに相談窓口を委託、協力を願うなど、ひきこもりに関しての相談支援体制を広く整えております。

ハンドブックにもありますように、ひきこもりに至ったきっかけとしましては、学校での不適応や短期間での離職を含めた就職の失敗が多いとされまして、ひきこもりの長期化や高齢化もあることから、就学や就労でのつまずきに注目した息の長い途切れのない支援が必要だと考えております。

ただ、冒頭で申し上げましたように、ひきこもりが現象や状態でありますので、家族は悩んでいても本人はそうではないという状況もありますので、様々です。

山口市としましては、ハンドブックを十分に参考し、多くの関係機関と連携しながら相談できる人や見守ってくれる人、場所、よりどころについての体制は整えておき、安心して暮らせるまちづくりを行いたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 福祉課長に再質問を行います。

1、令和6年度において山口市が把握した10人の相談に対する対応について。

2、山口市ホームページのひきこもりに関する相談が2022年5月26日更新のもので、ひきこもりの定義や「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」をリンク先に加える等改定が必要と考えます。山口市の対応について。

3、山口市が推計する258人のひきこもりの方々を支援するために、実態調査が必要です。実態調査についての山口市の今後の取組について伺います。

○議長（古川雅一） 武藤福祉課長。

○福祉課長（武藤達也） 再質問にお答えします。

1点目、令和6年度山口市が把握した10人の相談に対する対応でございますが、親御さんは心配しているが本人は心配していないため本人との面談につながらないケースや、親とは面談ができましたが、その後、本人が障害者手帳を取得し、福祉サービスにつながったというケースもございます。いずれにしましても本人と面談ができないというケースが多くありまして、支援に至るまでの時間が長期間になるケースがほとんどでございます。

2点目、現在公開されている市のホームページの更新につきましては、ハンドブックも参考にした記事の更新や、ハンドブックをリンクさせるなどのことを考えております。

3点目、実態調査の実施につきましては、職員が別の業務で個人宅に訪問する機会で

あったり、電話相談に応じる中で、ひきこもりに関するメッセージを収集する方法や、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域包括支援センターとの情報共有を図る方法で、今後も実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で吉田昌樹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で14時10分から再開いたします。

午後 2 時00分休憩

午後 2 時10分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 8 番 山崎 通議員。

○1 1 番（山崎 通） それでは議長から発言の許可をいただきましたので、2 点、質問をさせていただきます。

第 1 点目は、理事兼総務課長にお尋ねをしますが、多文化共生社会の推進条例についてを伺います。

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりを推進する必要性が増しているとして、地域における多文化共生推進プランが総務省自治行政局国際室長から通知され、多くの自治体では多文化共生の推進に係る指針や計画を策定し、地域における多文化共生の推進に関する施策を実施しています。

山口市商工会においても外国人研修生受入れ事業が推し進められており、多くの外国人の労働力に期待をしております。

学校教育や生涯学習においても共生のまちづくりを進めるべきだと思いますが、条例の設置について理事兼総務課長に所見を伺います。

○議長（古川雅一） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

多文化共生社会の推進条例について御質問いただきました。

議員御承知のとおり、国において地域における多文化共生推進プランが通知され、多くの自治体で多文化共生に関する指針や計画が作成されているところでございます。

多文化共生の推進に係る計画等の策定状況は、国の調査によれば、全国の指定都市を除いて、全国の市の状況は令和 6 年 4 月 1 日現在79%の策定状況となっております。ま

た、指定都市など、人口の大きな自治体で条例が制定されていることは存じ上げているところでございます。

多文化共生は、SDGsの目標では目標10「人や国の不平等をなくそう」や、目標16「平和と公正をすべての人に」など、様々な目標に関連し、広い視野で見れば、年齢、性別、人種、民族などであり、住んでいる地域の視野で見れば、自治会、学校、その地域に住む子供から高齢者など、様々なことや人に関連することが思慮されます。今後の山口市の変容や他自治体の状況を注視しながら検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 今、答弁をいただきましたが、私が最近目にしたのは、増える中国人移住というのを読んだんですが、日本が人口減少に悩む中、中国や諸外国から来て定住する在日外国人が増えております。

近年中、長期にわたって在留する外国人は約349万人で、過去最多を記録しています。そのうち中国人は約87万人と最も多く、4分の1を占めております。外国人の増加は、投資や企業を通じたイノベーションなど、経済の活性化が期待できます。何より、人手不足が深刻な地方自治体は外国人労働者が不可欠です。

一方で、価値観の違いなどで摩擦が生じたり、健全な共生の確立が遅れてしまいます。日本に住む外国人は約2%ほどですが、人口問題研究所の推計では、2070年には外国人は全国で10%まで増えるとされています。

欧米では移民が社会問題化して、移民の除斥を主張する勢力の存在が台頭しています。外国人の移住増加の現状の理解を深め、外国人とどう共生するかは大きな問題です。

そこで副市長にお尋ねするんですが、実は最近のことですけど、私の自治会のほうに外国の方が夫婦で入ろうと言ってくださり、過去に例がないもので、慌てるやらうれしいやら混沌としておるんですが、それで時々話に出るんですが、自治会も今大変な時期なんです。みんな退会していくとか、自治会にはメリットがないとかいう話がよく出るので、そんなときに朗報でしょう、急に来ていただけるなんて。それで早速入会届を届けたというのは最近の話なんです。

それで、さっきの答弁の中には79%が現在策定状況となっている、8割でほとんど多文化共生社会の推進条例については実行されとるという意味なんです。ですから、これに遅れないように、ぜひともこの山口市も進めていただきたいと思うんですが、さらにこれは条例というとな誰しもが聞いたら、縛りが強くなって、これやっていかん、あれやっていかんというようなふうに思われがちですけど、そうではなくて、きちんとお互い

のルールを守りましょうというのが条例ですから、条例は条例としてあるんですが、山
口市独自の、そういう人たちに、いつも市長の言われている安全・安心なまちづくりと
いう観点からしても、やさしい、お迎えするような、そういうルールをつくるというの
が大切なことだと思うんですが、条例を含めて、そういうルールづくりをするというこ
とについて、副市長にお尋ねします。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えさせていただきます。

答弁、まだ頭の中でまとまってはいないんですけれども、冒頭おっしゃった自治会に
外国人の方が入っていらっしゃることは、私もウェルカムでおるべきだと思います。

何年か前に、私が自治会担当の職務をやらせていただいたときに、自治会研修で行っ
た大学の講師を自治会長さんがやってみえて、やっぱり外国人の方とのコミュニケーシ
ョン、そこは多分ブラジルやったと思いましたけど、ポルトガル語でごみの出し方とい
うのを一生懸命辞書を見ながら作って御案内したという話をされました。

やっぱり外国人の方とも仲よくやっていかなければならないというのはあります。
そんな中で、私も加入を勧められたことはとてもいいことだと思います。

いずれにいたしましても、現代社会ではインバウンドですとか技能実習生というのは
欠かせない全国的なテーマでもあり、私どもも議員御発言のように商工事業者は外国人
の労働力も期待しておるのは否めない事実でございます。

一昨日、城北高校が6つのイノベーションの施策提案というのをやられたので、私は
市長とともに見学に行っていました。その中の1つが外国人の方のことをテーマに
して、外国人の方とともに作品を作ったという話で、最初、その高校生が言うには、や
っぱり外国の方は壁をつくって何かしゃべりづらい、一緒になってやったら、当たり前
なんですけど同じ人間でいいやないかということで、どうも私たちが心の壁をつくって
いたから外国の方も心の壁をつくっていた、共に一緒のものを作り上げたらその壁が溶
けて、共にいいものができて、同じ人間としてやっていかなければならないというすば
らしい提案でした。

過去に、私、少年の主張大会、毎年必ず聞いているんですけれども、伊自良の子やっ
たと思いますけど中学校の子が、主張は「外人さん」と言うことが寂しいということ
でした。何で外人さんと言うのか、外国人と言うべきやということを主張していた子が
います。

要は、中学生の子も高校生の子も、そうやって外国の方と一緒に何かやっていきたい
という思いが強いんだなと思いました。

私ごとでまた恐縮ですけれども、私３月まで岐大の大学院生をやっていましたけど、半分以上が中国人の方でした。私も中国人の方と接する機会は少なかったんですが、接していますととてもいい人たちばかりでした。ただ中国は広大で人口も大きいものですから、都市によって同じ中国人の方でも環境も違うし考え方も違うということも目の当たりにして感じましたけど、総じて、少なくとも岐阜大学へ来とる子はN１という日本語検定、もう日常会話が差し支えない子たちばかりなので、ただ、普通の現場に行きますとN３を持っている子でもかなりリーダークラスやというので、言語の障害があってもやっぱりお互いに近づいていかなあかなんというのは痛切に感じるところであります。

ちょっと前置きが長くなりましたが、議員御提案のように、何のために条例をつくるか、何のために計画をつくるかということなので、一概に否定するものではないんですが、やはり実効性のある施策を展開していくことがまずもって重要。その中の１つとして、やっぱり市民の方に啓発していくことが重要だなと思っておりますので、今後担当課ともよく詰めまして、効果、実効性のある施策については、具体的に展開してまいりたいし、そのことにつきまして条例、計画が必要であれば適宜遅れることなく検討してまいるべきだと思っています。

また、具体的な施策につきましては、特に外国人の方の技能実習生の労働力を期待している商工事業者が多いものですから、商工事業者の方とも今後密に連携を取りまして、効果ある施策は展開してまいりたいと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○１１番（山崎 通） 質問を変えます。

２点目のスポーツによるまちづくりですけれども、地域の様々な課題は、スポーツを通じて、その力を活用して、スポーツによるまちづくりの推進を行っています。住民の健康はもとより、少子高齢化、過疎化、経済の衰退などの解決は地域スポーツの取組にかかっています。

山県市体育協会が地域の活性化や人材育成に貢献していただいていることは、今さら申すまでもありませんが、近頃F C 岐阜ジュニアの練習拠点を山県市内で模索されていると聞き及んでいます。新たな特色を生かした事業展開として推進できないかを生涯学習課長に質問します。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

議員の発言のとおり、地域が抱える少子高齢化、過疎化、経済衰退などの課題は、単

に行政的な施策だけでなく、住民同士の交流や健康維持、そして地域全体の活力創出に寄与するスポーツの力を通じて改善できる可能性があると考えております。

現に、山口市体育協会では、専門性の高い指導による技術レベルの向上やスポーツ体験の機会の充実により、地域のスポーツ文化普及に大きな貢献をしております。一例でいえば、やまがたジョギング大会などのイベント運営を開催し、市内外はもちろん県外からの参加者も多く、トレッキング部門から10キロジョギング部門まで幅広いメニューを用意し、健康増進のみならず、交流促進としての地域の活性化に寄与しているものと捉えています。

また、子供たちのスポーツへの参加の足がかりとなるスポーツ少年団の活動や、学校部活動、スポーツクラブでの競技スポーツに至るまで、ジュニア期のスポーツ活動もとても充実をしております。

しかし、少子高齢化、急速な人口減少の影響は、山口市にあっても顕著になってきており、少年団や部活動は合同チームを編成しないと公式戦に出場できない状況に及んでいます。今後、社会人においてもチーム編成が困難になる状況は避けることができないと思われます。

議員御指摘のF C岐阜ジュニアの練習拠点の可能性について、山口市に打診があったことは事実であり、協議しているところでございます。山口市の新生児が100人を切っている現状を踏まえると、ジュニア期の子供たちのスポーツ環境の充実は喫緊の課題であり、そのことが山口市の将来につながるまちづくりの可能性について考える意義はあると捉えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） サッカーのF C岐阜は、岐阜県が官民挙げての応援をしていることは今さら言うまでもありませんが、以前にも市長と同伴してメモリアルセンターまで応援に駆けつけたこともあります。

我々は応援しているのですが、今、生涯学習課長の答弁にもあったように、少子高齢化、人口減少、経済の低迷などは、どれをとっても明るい未来が見えてきません。

F C岐阜ジュニアの練習拠点による新しいまちづくりには、近年にないもってこいの縁談ですが、今後のことや目標というか、そういうのがあれば服部教育長に再質問をいたします。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再質問にお答えいたします。

どの子にも成長の機会を与え、将来への希望を持たせたい、この考え方が山県市の教育の軸です。そのために、子供たちには意味あることに夢中になれる環境を準備し、大人がそれをサポートするという子育て応援の社会を教育委員会は目指しています。

こうしたビジョンを実現する上で、少子化、学校の小規模化を受け入れるだけでは、子供たちの自己実現の機会は縮小します。山県学園構想により、体育の合同授業や市内3中学校の合同部活動が実現でき、どの学校の児童もバレーボールができるし、小規模中学校の生徒でもサッカー部に所属できる仕組みを作ることができました。

そんな中、昨年7月に、山県市も出資しているF C岐阜のジュニアの練習拠点として、人工芝のグラウンドを山県市に整備できないかという申出があり、ジュニア世代の生徒たちが山県に集まることによる教育効果や地域活性化のチャンスと捉え、市として検討がスタートしました。しかし、10月時点で新しいグラウンドの建設には多額の市費が必要であることから、代替案として既存の施設の改修という方法での検討に入り、グラウンドの面積や立地条件から、山県市総合グラウンドの改修の可能性について市内の利用団体から意見を聴取し、将来的な有益性を踏まえた検討を重ねているところです。

教育委員会としましては、人工芝のグラウンド整備により、山県市の小中学生や市民にもできるだけ利用ができ、新たなスポーツ教室やスポーツ交流の機会が増えるならば、教育的な意味は大きいと捉えています。

一方、芝生化により、軟式野球など使用に適さない競技については代替グラウンドの確保が必要になることや、これまで夜間に利用していた団体の活動場所が変更になる場合の夜間照明の整備についても対応が必要になります。

現在、総合グラウンドを利用している市民への配慮はもちろん、スポーツ施設設備のための財源や維持管理の費用など、市の直接負担を軽減しながら、行政と民間の協働による方策を模索しているところですが、相手方の申出をいただいてから既に半年以上経過していることから、現状を丁寧にお伝えしなければいけないものと考えております。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは再々質問に入らせていただきますが、これは前向きに捉えてほしいということで副市長にわざわざ質問をいたします。

それでこれは、ぱっと振り返りますと、スポーツによるまちづくりというのは、古代からずっと続いとるわけです。

固有名詞を挙げていいのか悪いのか分かりませんが、恐らく喜ばれるだろうと思うんですが、四十数年前は、旧高富町や旧美山町はスポーツがものすごく盛んでして、それ

で美山町はもちろんですけど高富町も甲子園へ行かれた子がたくさんいるんです。それで猫もしゃくしもみんなユニフォームを着てまちの中を歩くというようなことが随分あったんです。

それで、取りあえず体育協会の協会長の息子さんら4人は、同じ学校で同じ学年で甲子園何回も行かれた。私、ほとんどついて行ったんですが、バスを連ねて行ったんですが、そのときはやっぱりまちの中は活性化というか、勢いがあった、にぎわいがあったということが、恐らく副市長も記憶にあると思うんです。

もちろん谷合のほうにもおみえになりましたし、伊自良にもそういう活躍された人もみえますし、ところどころにいっぱいみえるんですが、私、実は去年、この岐阜の地区大会の山県市の卒業の選手名簿を見たら、岐阜地区全部の中で、高富中学校1人、美山中学校が、半分という言い方はおかしいけど1人ぐらい。例えばこれは野球の話だけですけれども。

以前は私が今お話しした頃は、そのチーム、どこのチームでもいいんです、近くでも遠くでもいいんですが、ほとんど高富中学校、美山中学校、伊自良中学校と名前が連ねてあった。そういう時代があったときは、何かまちの中が勢いついてすごかったんです。副市長も市長もそう思ってみえると思うんです。

今、私は去年の話をしたんですが、そういうのはまちの中が何か元気やないなと思いがちではありませんかね。

ですから、私は今の教育長から説明いただいたことは、それはいろいろ難儀な点もあると思うんですが、ぜひともこの実現ができるように、それこそ官民挙げて進めていってはどうかと思うんですが、副市長の見解を求めます。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再々質問にお答えいたします。

ちょっとまだ若干答弁、頭の中で混乱している部分がありますけれども、冒頭に山崎議員がおっしゃったスポーツによるまちづくりもその趣旨は大賛成です。

山崎議員はスポーツマンでありまして、私も若い頃にいろいろ鍛えていただきまして、やっぱりスポーツをやることによって人間力が高まるというか、私も若い頃にちょっと捻挫してスポーツができなかったときはすごくストレスをためましたので、とても健康づくりにもいいことだし、生命力にもつながっていくとてもいいことだと思います。

たまたま先ほどお話あった協会長さんの息子さん、城北高校で市長と一緒にでしたが、たまたま出会いまして、今経済界で大変御活躍なさってみえたので、やっぱりそういう若い頃のスポーツが今の経済界でも生きているんやなというのを肌感覚で感じたところ

であります。

ところで本題に入りまして、F C 岐阜を相手にしたこうしたことというのは、言うまでもありませんが相手あってのことなので、タイミングがとても大切だというふうに思います。

現在、日本ではアメリカと赤沢大臣が交渉していますけれども、彼が言ったことは、ゆっくり急ぐという発言があったんですね。何か矛盾しとるようやけれども、ゆっくり急ぐと。ちょっとそのまま当てはまるかどうか分かりませんが、相手があることなので、よく言われます私は慌てずに急ぐべきだというふうに認識をいたしております。

スポーツによるまちづくりということは大変私も賛同でありますので、私の立場としては、現時点ではF C 岐阜さんとは前向きに検討したいなという思いは持っておりますが、無論、合意ありきという話ではございません。

現在、特に今利用なさってみえる方が、ちょっと変わるという方につきましては懸念されている御意見も伺ってはおります。今後、そうした消極的な考え方を持っていられっしゃる方から丁寧に御意見をお聞きしながら、その本質をよく捉えまして、対応できることにつきましては市として積極的に対応しながら、将来後悔のないように、今じゃなくて、中長期的なビジョンで後悔することのないようにお話を進めていかなければならないなというふうには考えています。

それとF C 岐阜のほうは、今教育長が直接矢面になっているんですが、相手あってのことですので、相手の方とこれから進めていきます。市内の方もおおむねいいよとなっても、F C さんと話していくと細かいところになるとやっぱりということはお互いにある話なので、ただ一歩も進めないと時間的な制約がありますので、将来後悔しないように進めなければならない。そこで立ち止まっちゃって、後々後悔することがあってはいけないというふうに思っています。

特に何度も言いますが、大切なことは将来後悔しないように今真剣になって考えていくということですので、重ねますけれども、慌てず急いで検討していくべきものというふうに考えておりますので、議員におかれましてはまた何らかの御支援、お力添え、御指導いただければと思います。

今後とも前向きに一生懸命、中長期的なビジョンで、様々な市民の方が後悔することのないような検討をし、判断していくべきだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 質問終わります。

○議長（古川雅一） お疲れ様でした。以上で山崎 通議員の一般質問を終わります。

○議長（古川雅一） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

24日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2 時37分散会

令和7年6月24日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 4 号 6 月 2 4 日（火曜日）

○議事日程 第 4 号 令和 7 年 6 月 2 4 日

日程第 1 常任委員会、特別委員会委員長報告

- 議第 66 号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 67 号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第 68 号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第 69 号 令和 7 年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議第 70 号 令和 7 年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 71 号 令和 7 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 72 号 令和 7 年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 73 号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第 74 号 財産の取得について
- 議第 75 号 財産の処分について
- 議第 76 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 委員長報告に対する質疑

- 議第 66 号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 67 号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第 68 号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第 69 号 令和 7 年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議第 70 号 令和 7 年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 71 号 令和 7 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 72 号 令和 7 年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 73 号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第 74 号 財産の取得について

議第75号 財産の処分について

議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 討 論

議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第67号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第68号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第69号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第70号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第71号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第72号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第73号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第74号 財産の取得について

議第75号 財産の処分について

議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 採 決

議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第67号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第68号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第69号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第70号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第71号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第72号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第73号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第74号 財産の取得について

議第75号 財産の処分について

議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

- | | |
|-------|--|
| 議第66号 | 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| 議第67号 | 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第68号 | 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第69号 | 令和7年度山県市一般会計補正予算（第2号） |
| 議第70号 | 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第71号 | 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第72号 | 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議第73号 | 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 議第74号 | 財産の取得について |
| 議第75号 | 財産の処分について |
| 議第76号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第2 委員長報告に対する質疑

- | | |
|-------|--|
| 議第66号 | 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| 議第67号 | 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第68号 | 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第69号 | 令和7年度山県市一般会計補正予算（第2号） |
| 議第70号 | 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第71号 | 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第72号 | 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議第73号 | 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 議第74号 | 財産の取得について |
| 議第75号 | 財産の処分について |
| 議第76号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の |

一部を改正する条例について

日程第 3 討 論

議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第67号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第68号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第69号 令和 7 年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）

議第70号 令和 7 年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第71号 令和 7 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第72号 令和 7 年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議第73号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第74号 財産の取得について

議第75号 財産の処分について

議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 採 決

議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第67号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第68号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第69号 令和 7 年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）

議第70号 令和 7 年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第71号 令和 7 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第72号 令和 7 年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議第73号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第74号 財産の取得について

議第75号 財産の処分について

議第76号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（13名）

1 番	河 合 雅 俊	2 番	川 島 亜 也
3 番	吉 田 昌 樹	4 番	武 藤 行 儀
5 番	田 中 辰 典	6 番	奥 田 真 也
7 番	寺 町 祥 江	8 番	古 川 雅 一
9 番	加 藤 義 信	10 番	操 知 子
11 番	山 崎 通	12 番	吉 田 茂 広
13 番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	曾 我 聖
企画財政 課 長	宇留野 公 男	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境 課 長	服 部 裕 司	福祉課長	武 藤 達 也
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課 長	正 治 裕 樹
農林畜産 課 長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育 課 長	鷲 見 亮
生涯学習 課 長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	谷 村 政 彦	書 記	大 野 幹 根
書 記	相 川 英 里		

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

○議長（古川雅一） 日程第1、常任委員会、特別委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会 武藤孝成委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（武藤孝成） 議長より御指名をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、6月13日午前10時より開催し、審査を付託されました議第73号、議第75号及び議第76号の所管に属する条例案件1件、その他案件2件の3議案を議題とし、審査を行いました。

採決の結果、付託されました議第73号、議第75号及び議第76号の3議案は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会 加藤義信委員長。

○厚生文教常任委員会委員長（加藤義信） それでは、議長から御指名いただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月16日午前10時から開催し、審査を付託されました議第66号から議第68号まで及び議第74号の所管に属する条例案件3件、その他案件1件の4議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第74号 財産の取得については、小中学校12校のタブレット端末の更新において、2年に分けて購入することだが、どのような分け方を想定しているのか。児童・生徒がタブレット端末をより大切に使用するため、学校として指導や学びの場は設けているのか。使用するアプリケーションは、購入するタブレットにあらかじめインストールされているのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第66号から議第68号まで及び議第74号の4議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

予算決算特別委員会については、全議員で審査を行いましたので、配付の委員長報告書をもって委員長の報告といたします。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（古川雅一） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（古川雅一） 日程第3、討論。

これより議第66号から議第76号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（古川雅一） 日程第4、採決。

これより採決を行います。

議第66号 山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決され

ました。

議第67号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第68号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第69号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第2号）、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第70号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第71号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第72号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第73号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第74号 財産の取得について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第75号 財産の処分について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第76号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和7年山県市議会第2回定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでした。

午前10時10分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 古 川 雅 一

5 番 議 員 田 中 辰 典

6 番 議 員 奥 田 真 也